おびひろ地域福祉実践プラン

(第5期帯広市地域福祉実践計画)

計画推進期間 〈平成27年度~平成31年度〉



平成27年4月

はじめに



わが国は、世界各国に先駆けて人口減少社会に入りつつあり、少子・高齢 化のスピードは、より一層加速しています。国立社会保障・人口問題研究所は、 45 年後の 2060 年には日本の人口が 8,674 万人になると予測しています。

帯広市においても、第六期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、10年後の2025年には人口160,943人、高齢者数49,482人、高齢化率30.6%と推計しています。

こうした人口減少社会への突入は少子・高齢化を要因とし、独居高齢者や 高齢者夫婦のみの世帯の増加による孤立死の発生や老々介護によるさまざまな問題の発生のほ か、高齢者や障がい者、児童への虐待の発生などに深く関係しているものと思われます。

さらに、認知症高齢者の増加も避けられない現状にあります。

こうした社会状況の中で、国は高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人の役割がますます 重要となっているとの認識のもと、社会福祉法人制度改革に取り組もうとしており、私ども帯広 市社会福祉協議会へも当然影響があるものと考えています。

また、生活困窮者自立支援については、失業や病気、家族の介護などをきっかけに、生活が困窮する人々が増える中で、この国の活力が失われつつあり、生活困窮者への相談支援を通じた地域づくりの構築、あるいは地域包括ケアの体制づくりや権利擁護支援の仕組みづくりも含めた、今日的な地域福祉推進の全体に係ることとして取り組む必要があるとされています。

こうした本会を取り巻くさまざまな状況、社会環境の変化を踏まえ、多様化する福祉ニーズへの対応が重要な課題となっており、地域における多様な福祉ニーズにきめ細かく対応し、既存の制度では対応できない人々を支援していくことが必要となっています。

このような認識のもと、第5期の帯広市地域福祉実践計画の策定にあたりましては、本会として初めて、事業に関する意識調査及び住民意識アンケートを実施するとともに、第4期帯広市地域福祉実践計画の実践項目、実施事業について評価を行いました。

また、帯広市を始めとする関係機関・団体などと意見交換なども行いながら計画づくりにあたってきました。

第5期帯広市地域福祉実践計画においても「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」を基本理念とし、4つの基本目標のもと16の実践計画を定め、78項目の具体的な取り組みを実施することとし、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会」を目指し、関係機関・団体の皆さまのご協力を得ながら計画の着実な推進を図ってまいります。

平成27年4月

社会福祉法人带広市社会福祉協議会

会 長 畑 中 三 岐 子

~ 目 次 ~

| 第I | 章 プランの | 策定にあれ | こって | • | | ٠. | • | | • | | • | | • | | • | • | | • | • | • | • | • | • | 1 |
|-----|----------|--------|-------|-----------|------|-----|------------|----|----|----|----|------------|----|----|---|---|----|--------|-----|----|---|---|---|----|
| 1 | プラン策定 | の趣旨 | | | | | • | | • | | • | | | | • | • | | • | • | | • | - | • | 1 |
| 2 | プランの位 | 置づけと炊 | 生格 | | | | • | | • | | • | | • | | • | • | | | • | | • | | • | 2 |
| 3 | 帯広市地域 | 福祉計画 & | との関係 | Ŕ | | | • | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 |
| 4 | プランの基 | 本的視点 | | | | | • | | • | | | | • | | | | | | • | | | • | • | 4 |
| 5 | プランの期 | 間・・ | | | | | • | | • | | • | | • | | • | • | | • | • | • | • | • | | 4 |
| 第Ⅱ∶ | 章 地域福祉 | の現状と詞 | 果題 | | | | • | | | | | | | | | | | | | | | • | | 5 |
| 1 | 帯広市の現 | 状と課題 | | | | | • | | | | | | | | • | | | | | | | | | 5 |
| 2 | 前計画の評 | 価・・ | | | | | • | | | | • | | | | | • | | • | • | • | • | • | | 9 |
| 第Ⅲ | 章 プランの | 基本理念 | • 基本目 | 目標 | | | | | | | | | | | | | | • | | • | | | | 25 |
| 1 | プランの基 | 本理念 | | | | | • | | | | • | | | | • | • | | | • | | • | | • | 25 |
| 2 | プランの基 | 本目標 | | | | | • | | | | • | | | | • | • | | | • | | • | | • | 25 |
| | 第5期帯広 | 市地域福祉 | 业実践記 | ∤画の | り体 | 系图 | <u> </u> | • | • | | • | | • | | | • | | • | • | • | • | • | • | 28 |
| 第Ⅳ | 章 プランの | 実践計画 | | | | | | • | | • | | | | | | | | | | | | | | 29 |
| 【基 | 基本目標 I 】 | 地域の課 | 題を発 | 見· | 共 | 有し | 、 f | 解決 | す | るた | こめ | のイ | 士刹 | み | づ | < | IJ | | • | | • | | • | 29 |
| | 実践計画 1 | 多様な方 | 法によ | る安 | 定 | - 継 | 続し | した | :住 | 民二 | =- | ズ(| の把 | 捏握 | | | | | • | | • | | • | 29 |
| | 実践計画2 | 高齢者や | 障がい | 者が | 安 | ひし | てし | ハき | い | きと | 生生 | 活 | でき | きる | 仕 | 組 | み* | ゔ゙゙゙゙゙ | ۱) | ·J | | • | • | 31 |
| | 宝践計画3 | 地域福祉 | 活動の | 夼宔 | ا سل | 音が | 1.15 | きの | 計 | 会多 | 急加 | <i>ത</i> ദ | 足雀 | É | | | | | | | | | | 33 |

| 【基 | 本目標Ⅱ】 | 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、 | |
|-----|--------|---|----|
| | | 解決していくための体制づくり ・・・・・・・・・・・・・・・ | 36 |
| | 実践計画 1 | 相談機能強化による潜在的ニーズ把握と支援体制の確立・・・・・・ | 36 |
| | 実践計画 2 | 地域での自立生活を促進する経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 38 |
| | 実践計画3 | 地域に密着した自立支援体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 40 |
| | 実践計画4 | 権利擁護事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 42 |
| | 実践計画 5 | 介護保険・障がい福祉サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 43 |
| | 実践計画 6 | 地域包括支援センター機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 45 |
| 【基 | 本目標皿】 | 地域づくりを主体的に担う人づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 48 |
| | 実践計画 1 | ボランティアセンター機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 48 |
| | 実践計画 2 | 子どもからシニアまでのボランティア活動者の発掘と育成・・・・・ | 50 |
| | 実践計画3 | 災害時要援護者支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 53 |
| | | | |
| 【基 | 本目標Ⅳ】 | 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり・・・・・・・ | 55 |
| | 実践計画 1 | 地域福祉推進のための組織の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 55 |
| | 実践計画 2 | 社協の住民理解の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 56 |
| | 実践計画3 | 自主財源の安定的確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 57 |
| | 実践計画4 | 役職員の資質向上と法令遵守の徹底 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 58 |
| | | | |
| 第Ⅴ章 | 章 プランの |)推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 59 |
| 1 | 推進体制の |)概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 59 |
| 2 | 計画の周知 | η | 59 |
| 3 | 計画の進行 | う管理と評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 59 |
| | | | |
| O 耋 | 参考資料 | | 61 |
| 1 | おびひろ均 | 地域福祉実践プラン(第5期帯広市地域福祉実践計画)実施計画一覧 ・ | 62 |
| 2 | 第5期帯点 | な市地域福祉実践計画策定までの経過 ・・・・・・・・・・・・・・・ | 64 |
| 3 | 第5期帯点 | な市地域福祉実践計画策定委員会 委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 65 |
| 4 | 第5期帯点 | な市地域福祉実践計画策定委員会 設置要領 ・・・・・・・・・・・ | 66 |
| 5 | 社会福祉法 | と(抜粋) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 67 |
| 6 | 帯広市社会 | 会福祉協議会事業 体系図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 70 |
| 7 | 带広市社会 | 会福祉協議会 組織図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 72 |

第 I 章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

わが国では近年、急速な少子高齢化の進行に加え、家族形態の変化やライフスタイルの多様化等により、地域の支え合いや助け合いが希薄化し、福祉ニーズも多様化しています。

さらに、経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化等により、高齢者や障がい者、子育て 家庭等の生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況に置かれています。

また、生活不安とストレスの増大からの自殺者の増加や配偶者や高齢者、幼児・児童への虐待、いわゆる老々介護による介護疲れなど、さまざまな社会問題も発生しています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会の実現のためには、行政による公的サービスの充実とともに、地域住民主体のさまざまな福祉活動を地域で展開することが重要となってきています。

これまで、社会福祉法人帯広市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、北海道 社会福祉協議会が設定した「ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり」を基本目標として高齢者や障がい者の支援事業、ボランティアセンター事業など本会の特性を生かした地域福祉活動を推進してきました。

本会は、市民を取り巻く福祉課題の現状を踏まえ、平成21年度策定した「おびひろ地域福祉実践プラン(第4期帯広市地域福祉実践計画)」が改定の時期を迎えたことから、内容を継承しながらも、新しい時代の福祉課題に取り組むために地域住民をはじめ行政や関係機関・団体等が協働して地域福祉活動の推進を図るための新しい計画の策定に取り組むこととしました。



2 プランの位置づけと性格

本会は、地域福祉実践計画を昭和59年に第1期、平成4年に第2期計画を策定しています。これは、全国の社会福祉協議会活動と連携し、本会の強化計画や介護保険制度の基盤整備等に対応するものとして策定し、取り組んできています。

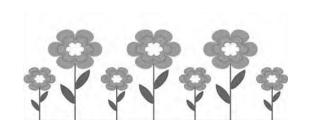
その後、社会福祉基礎構造改革による介護保険制度の創設や障害者福祉制度の見直しなど大きな福祉制度の変化や市町村福祉計画に対応して、福祉のまちづくり計画として「おびひろ地域福祉実践プラン(第3期帯広市地域福祉実践計画)」を策定し、平成21年度に現在の第4期である「おびひろ地域福祉実践プラン」を策定し、今日に至っています。

| 期 | 計画名称 | 計画期間 |
|-----------------|------------------|-----------------|
| 第1期 | 地域福祉実践計画 | 昭和60年~平成元年 |
| 第2期 第2期地域福祉実践計画 | | 平成5年~平成14年 |
| 第3期 | おびひろ地域福祉実践プラン | 平成 19 年~平成 21 年 |
| カ ョ 効 | (第3期帯広市地域福祉実践計画) | 平成 19 午~平成 21 午 |
| 第4期 | おびひろ地域福祉実践プラン | 平成 22 年~平成 26 年 |
| | (第4期帯広市地域福祉実践計画) | 十成 22 十一十成 20 十 |

このプランは「地域住民の、地域住民による、地域住民のための福祉活動計画」として地域福祉を推進するものであり、地域住民の誰もが幸せな生活を送ることができる地域社会の実現を目的として策定するものです。

策定にあたっては、「第5期帯広市地域福祉実践計画策定委員会」の意見を基に、市 民や団体から意見を聴き、その反映に努めました。

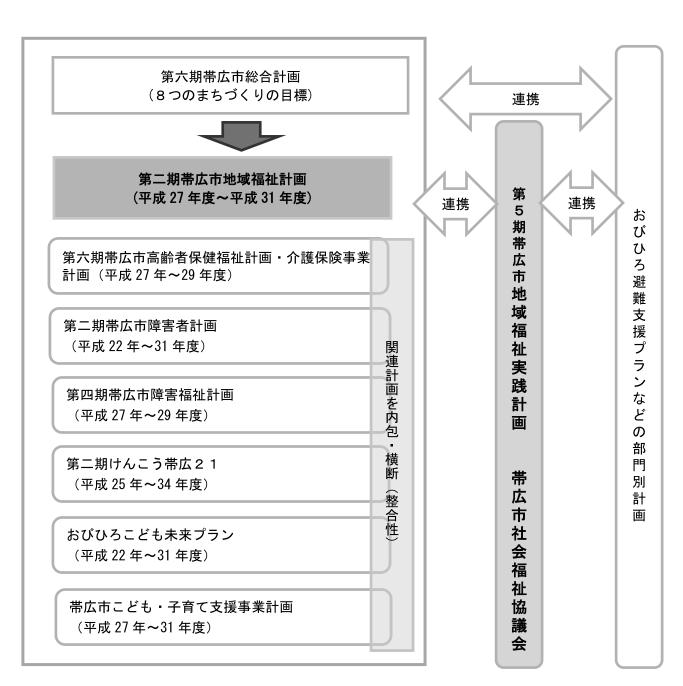
また、本会としては初めて住民意識アンケートと事業に関する意識調査を実施し、前 計画の事業評価を行いました。



3 帯広市地域福祉計画との関係

平成 12 年の社会福祉法(社会福祉事業法の改正)の施行により、市町村の行政計画として位置付けられた「帯広市地域福祉計画」と地域住民や各種団体が自主的に策定する民間の活動・行動計画としての「おびひろ地域福祉実践プラン」は、同じ地域で福祉のまちづくりを目指すという点では、一定の分野で協働することが見込まれ、相互に補完し、連携・役割分担する関係にもあります。

本会における地域福祉推進のための事業内容からも、計画の策定・推進にあたっては、 帯広市との連携・協力が不可欠であり、「帯広市地域福祉計画」の策定と連動させていくことが必要です。



4 プランの基本的視点

このプランは「地域住民の、地域住民による、地域住民のための福祉実践計画」として地域福祉を推進するものであり、地域住民の誰もが幸せな生活を送ることができる地域社会の実現を目指すものです。

このプランの基本理念「安心・安全・福祉のまちづくり」を実現するために、次の基本的視点を踏まえて、プランを進めていきます。

視点 1

住みよい地域社会の実現

高齢者や障がいのある人、社会的援護を必要とする人をは じめ、すべての人が自分らしい暮らしを続けることができることが望ましい姿です。 お互いがそれぞれの生き方を尊重し、住みよい地域社会の実現を目指します。

視点 2

ともに支えあう地域づくり

地域福祉を進めるためには、住民一人ひとりが主体的に地域づくりに参加し、地域の 課題を自分たちの問題として考え、みんなで協力して取り組んでいくことが重要です。 そのためには、住民が地域のさまざまな問題を地域で解決していくための仕組みづく りや、住民の主体的な活動を支援する仕組みづくりを目指します。

視点 3

福祉のまちづくりを担う人づくりとより一層の協働の仕組 みづくり

自分たちの住む地域を自分たちで住みやすくしたいという思いはみんなが持っているものです。そのため、多くの人がボランティア活動などに参加できる環境づくりや活動を支援することが大切です。

NPO・ボランティアグループや関係機関、団体等と協力し、広がりのある活動ができる協働のしくみづくりを進めていきます。

5 プランの期間

このプランの期間は、平成 27 年度 (2015 年度) から平成 31 年度 (2019 年度) の 5 か年とします。

ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や帯広市の動向に応じて適宜必要な見直しを行います。

第11章 地域福祉の現状と課題

1 帯広市の現状と課題

(1)帯広市の人口構成

帯広市の高齢化率は、介護保険制度がスタートした平成12年度末の15.5%から年々増加し、平成26年5月末には高齢者人口が42,255人となり、高齢化率は遂に25%を超え、約4人に1人が高齢者という人口構成になっています。

また、各年代別の男・女の比率では、年齢が高齢になるほど女性の方が占める割合が大きくなっています。

一方、年少人口は年々減少し、帯広市においても少子高齢化が進行していること が分かります。

▼帯広市の高齢化率の推移

| 年 度 | 平成 12 年度 | 平成 18 年度 | 平成 21 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 年少人口(0~14歳) | 26, 746 | 23, 098 | 21, 765 | 21, 233 | 20, 944 | 20, 878 |
| 老年人口(65 歳以上) | 26, 875 | 33, 911 | 37, 064 | 40, 403 | 41, 976 | 42, 255 |
| 総人口 | 173, 430 | 170, 286 | 167, 395 | 168, 678 | 168, 634 | 168, 818 |
| 高齢化率 | 15. 5% | 19. 9% | 22. 1% | 24. 0% | 24. 9% | 25. 0% |

<資料>帯広市戸籍住民課:各年度3月末現在の数値。ただし、平成26年度は5月末現在。

▼帯広市の年齢構成(平成26年5月現在)

| 年 齢 構 成 | 人口(人) | 割合 (%) | 男性(人) | 女性(人) |
|-------------------|----------|--------|---------|---------|
| 総数 | 168, 818 | 100.0 | 80, 731 | 88, 087 |
| 年少人口 (0~14歳) | 20, 878 | 12.4 | 10, 720 | 10, 158 |
| 生産年齢人口(15~64 歳) | 105, 685 | 62. 6 | 52, 054 | 53, 631 |
| 老年人口 (65 歳以上) | 42, 255 | 25. 0 | 17, 957 | 24, 298 |
| 前期高齢者 (65 歳~74 歳) | 21,810 | 12.9 | 9, 801 | 12,009 |
| 後期高齢者 (75 歳以上) | 20, 445 | 12. 1 | 8, 156 | 12, 289 |

<資料>帯広市戸籍住民課:平成26年5月末現在の数値。

(2) 各日常生活圏域別の人口と高齢化率

帯広市の日常生活圏域別の人口は、南、広陽・若葉、川北の順で多く、高齢化率は、川西・大正、広陽・若葉、鉄南の順に高くなっています。

最も高齢化率の高い農村部の川西・大正圏域と、最も低い西帯広・開西圏域とは 8.7%の差がありますが、3年前の調査ではその差が10.1%でした。

人口の増減率(3年前との比較)では、南圏域が907人増加し、最も高い増加率 (3.13%)を示していますが、川西・大正圏域は人口が(\triangle 299人、 \triangle 4.24%)減少しています。

| 日常生活圏域名 | 調査年 | 人口 | 増減率 | 高齢者人口 | 高齢化率 | 面積(km²) | |
|--------------|-------|----------|--------|---------|--------|---------|--|
| | H23/9 | 15,731人 | | 3,846人 | 24.45% | | |
| 東日常生活圏域 | H26/9 | 15,635人 | -0.61% | 4,200人 | 26.86% | 7.83 | |
| | 増△減 | -96人 | | 354人 | | | |
| | H23/9 | 23,421人 | | 5,196人 | 22.19% | | |
| 川北日常生活圏域 | H26/9 | 23,433人 | 0.05% | 5,750人 | 24.54% | 6.82 | |
| | 増△減 | 12人 | | 554人 | | | |
| | H23/9 | 22,755人 | | 5,573人 | 24.49% | | |
| 鉄南日常生活圏域 | H26/9 | 22,839人 | 0.37% | 6,023人 | 26.37% | 5.58 | |
| | 増ム減 | 84人 | | 450人 | | | |
| | H23/9 | 20,236人 | | 4,943人 | 24.43% | | |
| 西日常生活圏域 | H26/9 | 20,369人 | 0.66% | 5,338人 | 26.21% | 5.1 | |
| | 増ム減 | 133人 | | 395人 | | | |
| | H23/9 | 28,029人 | -0.22% | 6,627人 | 23.64% | 5.8 | |
| 広陽•若葉日常生活圏域 | H26/9 | 27,968人 | | 7,619人 | 27.24% | | |
| | 増ム減 | -61人 | | 992人 | | | |
| | H23/9 | 22,224人 | | 3,760人 | 16.92% | | |
| 西帯広·開西日常生活圏域 | H26/9 | 21,860人 | -1.64% | 4,577人 | 20.94% | 19.05 | |
| | 増△減 | -364人 | | 817人 | | | |
| | H23/9 | 28,968人 | | 6,380人 | 22.02% | | |
| 南日常生活圏域 | H26/9 | 29,875人 | 3.13% | 7,241人 | 24.24% | 18.36 | |
| | 増ム減 | 907人 | | 861人 | | | |
| | H23/9 | 7,044人 | | 1,906人 | 27.06% | | |
| 川西・大正日常生活圏域 | H26/9 | 6,745人 | -4.24% | 2,002人 | 29.68% | 550.4 | |
| | 増△減 | -299人 | | 96人 | | | |
| | H23/9 | 168,408人 | | 38,231人 | 22.70% | | |
| 合計 | H26/9 | 168,724人 | 0.19% | 42,750人 | 25.34% | 618.94 | |
| | 増△減 | 316人 | | 4,519人 | | | |

<資料>第六期広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成26年9月末現在)

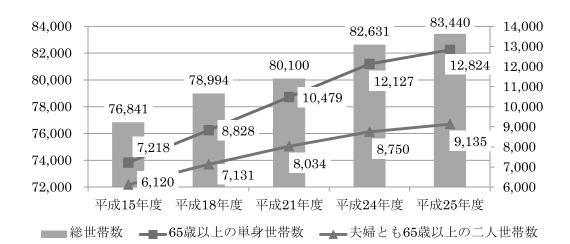
※ 日常生活圏域とは、平成17年の介護保険法の改正により、市町村介護保険事業計画において、当該 市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会 的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し て日常生活圏域を定めることとされました。

日常生活圏域はそれぞれの市町村において、小学校区、中学校区、旧行政区、住民の生活形態、地域づくりの単位など、面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて設定するとされています。 帯広市は、帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において総合計画で定めている地区・住区を基本単位として、日常生活圏域を8圏域設定しています。

(3) 帯広市の65歳以上の単身世帯・夫婦世帯数の推移

帯広市においては、核家族化の影響などから 65 歳以上の一人暮らしの方や高齢 者夫婦のみ世帯数は、どちらも右肩上がりで増加しています。

また、一人暮らし世帯が夫婦世帯数を上回り、年々増加していますが、これは、近年社会問題になっている孤立死増加の背景になっているものと考えられます。

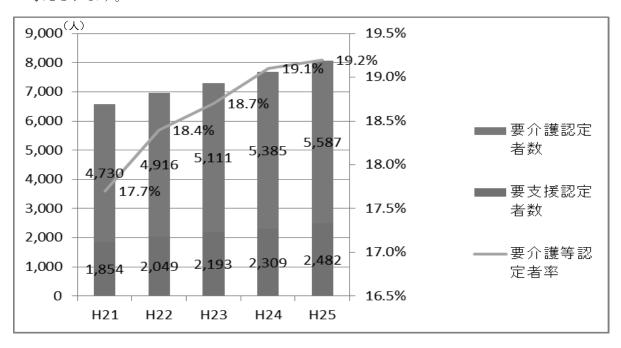


<資料>第六期広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(各年度3月末現在)

(4) 帯広市の要介護等の認定状況

帯広市の要介護等認定者数は全体的に年々増加していますが、要支援認定者や要介護2までの比較的軽い認定者が特に増加しています。

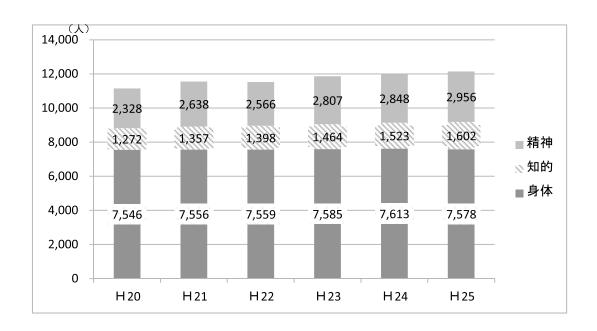
高齢者の増加に伴い、支援を必要とする人々が増加していることが背景にあると 考えられます。



<資料> 帯広市介護保険課(各年度3月末現在)

(5)帯広市の障がい(児)者数

帯広市の障がい(児)者総数は、平成25年度末で1万2千人を超え、人口に占める割合は7.2%にあたります。また、身体障害者の71%(平成26年10月27日現在)の方が65歳以上になるなど、障がいのある人も高齢化が進んでいることが伺われます。





2 前計画の評価

第4期帯広市地域福祉実践計画では、「地域の課題を発見・共有し、解決するための 仕組みづくり」、「住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づく り」、「地域づくりを主体的に担う人づくり」、「課題に柔軟に対応し、解決していくため の組織づくり」の4つの基本計画を掲げ、基本計画を実現するための17の実践項目、 実践項目を推進するための手段である71の事業に取り組んできました。

今回初めて行った評価では、前計画の「実践項目」と「実施事業」を対象としました。 「実施事業」の評価は、評価指標を設定したうえで自己評価し、「実践項目」の評価 は、「実施事業」の評価結果と市民の意識を測るために実施した「事業に関する意識調 査」の「満足度」とを総合し、評価しました。その結果をここに示します。

評価結果の中には、会員数の減少が本会の今後の活動に影響を及ぼしかねないことから、自主財源確保のための新たな取り組みの必要性が挙げられるなど、今後の活動に対する危機意識が伺われます。

また、今回初めて「本プラン策定のための住民意識アンケート」等を実施し、福祉関係団体との意見交換会も継続して実施してきていることから、今後も多様化する住民ニーズの把握をしていくことが必要であるとの結果になりました。

17の実践項目に対する評価は、「A評価:基本目標に向かって順調に進んできている」と「D評価:基本目標に向かって進んでいない」は0項目でしたが、「B評価:基本目標に向かってある程度進んできている」は12項目、「C評価:基本目標に向かってあまり進んでいない」は5項目となりました。

「B評価」の主な実践項目としては、「多様な方法による安定・継続した住民ニーズの把握」のほか、「高齢者が気軽に集うことのできる『地域交流サロン』等の整備・充実と高齢者等の見守り体制の整備」、「地域福祉活動の充実と障がい者の社会参加の促進」、「介護保険サービス等の質と量の確保」、「地域包括支援センター機能の充実」、「地域福祉の中核組織にふさわしい事業経営の推進と組織運営の活性化」などがありました。今回の実践項目に対する評価では「A評価」は、1項目もありませんでした。

また、「B評価」の中にも、さらなる見直しが必要なものや実施事業で未実施の事業も見受けられ、今後も適正な事業の進行管理を行い、評価を実施しながら事業を進めていく必要があります。

| 基本目標 | 実践項目 | A評価 | B評価 | C評価 | D評価 |
|---|------|-----|-----|-----|-----|
| ①地域の課題を発見・共有し、 解決するための仕組みづくり | 4項目 | О | 4 | 0 | 0 |
| ②住民一人ひとりの生活課題を 受け止め、解決していくため の体制づくり | 5 項目 | 0 | 3 | 2 | 0 |
| ③地域づくりを主体的に担う人 づくり | 4項目 | 0 | 2 | 2 | 0 |
| ④課題に柔軟に対応し、解決し ていくための組織づくり | 4項目 | 0 | 3 | 1 | 0 |

(1)地域の課題を発見・共有し、解決するための仕組みづくり

| 実践項目名 | 1 — 1 多様な方法による安定・継続した住民ニーズの把握 |
|---------------|---|
| 実施事業名及び評価 | ①住民に対する福祉に関する意識調査の実施 a ②社協実施事業からのニーズ把握の推進 d ③福祉関係団体との定期的な意見交換会 b |
| 評価指標による判定 | b 市民満足度による判定 b |
| 実践項目の 総合評価 | 評価指標による判定、市民実感度による判定はいずれも「b」判定となっています。 事業の取り組みでは、今年度、社会福祉協議会(社協)会員や協力者など1,300人を対象に「福祉意識調査」を実施しました。 社協事業からのニーズ把握の推進では、生活相談を受けることはありませんでしたが、地域交流サロンなどの事業の実施についての相談などを受けました。 福祉関係団体との定期的な意見交換会については、帯広市町内会連合会や帯広市老人クラブ連合会、啓北連合町内会などと行っています。以上のことから総合的に勘案し、実践項目は「基本目標に向ってある程度進んできている」と評価します。 基本目標に向かってある程度進んできている B |
| 課題 | 社協実施事業からのニーズ把握の推進については、各事業から生活相談を吸い上げる方法やその内容からニーズを把握するために検討するシステムが育っていないことが課題となっています。 また、福祉に関する意識調査については、これまで実施していませんでしたが、今回の計画策定にあたり第4期計画の最終年でしたが実施しています。 |
| 今後の方向 | 社協実施事業からのニーズ把握の推進については、事業開始時に相談カードなどを配置し、職員会議などにおいて相談内容を検討し、住民ニーズの把握に努めていきます。また、住民に対する福祉意識調査の実施については、継続して行うことが大切であり、新たな計画の策定前年に実施する方向で検討していくとともに、福祉関係団体との定期的な意見交換会については、関係団体と時宜に適したテーマに基づく意見交換や積極的な情報提供に継続して取り組んでいきます。 |

| 実践項目名 | | 軽に集うことのでき 影齢者等の見守り体制 | ·る「地域交流サロン」等の整 訓の整備 | | | |
|---------------|---|--|--|--|--|--|
| | ①小地域ネットワーク | | | | | |
| 実施事業名 | ②地域交流サロン事 | 業の実施 | a | | | |
| 及び評価 | ③いきいき交流会事 | | d | | | |
| | ④帯広市老人クラブi | 連合会との連携 | С | | | |
| 評価指標による判定 | С | 市民満足度による判定 | b | | | |
| 実践項目の 総合評価 | となっています。 事業の取り組みでは 暮らして生活できる。 動では、平成8年度 成しています。 地域ででは交流サロンが、までに28のサロンが、までに28のサロンが、たり400人前後の一す。 帯広にます。 当しようできないる」 程度進んできている」 | は、小地域ネットワー 障がい者のいる世帯 るように、地域が取り 度から昨年度まで累ま 同様の趣旨で平成 開設される予定にな 年2回(平成23年度 人暮らしのお年寄りた 連合会との連携では、 合的に勘案し、実践項 | 度までは年3回)開催し、1回当が参加され、交流を深めていま 平成 18 年度から事務局を担 頁目は「基本目標に向ってある | | | |
| 課題 | 町内会等の地域が共に支え合い助け合うための活動である小地域ネットワーク活動推進事業が広く町内会に知られていないことが課題と考えています。 また、いきいき交流会において、地域の一人暮らしのお年寄りへの情報提供や声を聴いたりすることと、参加しやすい環境づくりが課題となっています。 | | | | | |
| 今後の方向 | 小地域ネットワーク活動推進事業については、町内会などへわかりやすく活動について周知の強化を図るとともに、この事業の実施方法など使い勝手について、町内会などから意見を聴いて、普及促進に努めていきます。 いきいき交流会については、実施方法の検討や福祉センターにおいての開催など、参加しやすい環境づくりに努めていきます。 | | | | | |

| 実践項目名 | 1-3 地域福祉活動の充実と障がい者の | 社会参加の促進 |
|---------------|--|---|
| | ①地域福祉活動助成事業の促進 | d |
| 実施事業名 | ②「社協フェスタ&わいわいタウン帯広」 | の開催 b |
| 及び評価 | ③障害者社会参加促進事業の実施 | a |
| | ④障害者週間記念事業の実施 | a |
| 評価指標による判定 | b 市民満足度による判定 | b |
| 実践項目の 総合評価 | 評価指標による判定、市民実感度によるなっています。 実施事業の取り組みでは、地域福祉活動社の増進に取り組む団体に対して、共同募交付し、活動支援を行っています。 社協フェスタ&わいわいタウンについてティア団体の活動などについて理解と関値に、帯広ボランティア連絡協議会と毎年協民の来場があることから一定の効果がある障害者社会参加促進事業については、障性に応じて自立した生活を営むことができー教室などを実施してきましたが、平成2取り入れ、「余暇活動支援事業」として実が障害者週間記念事業については、障がいめの障がい者施設パネル展やポスターコン年度からは社会貢献活動として清掃活動も以上のことから総合的に勘案し、実践項程度進んできている」と評価します。 | 助成事業については、地域福金の財源活用により助成金をは、地域福祉や社協やボランとを習りで開催し、約1,700人の市ものと考えています。がい者が持っている能力や適るよう、すこやか農園やスキ5年度からは文化活動などもをしてきました。者への理解と関心を深めるたクールの実施のほか、平成25行ってきました。 |
| | 基本目標に向かってある程度進んできて | ている B |
| 課題 | 地域福祉活動助成事業については、助成 団体への助成が伸びていないことが課題と 障害者社会参加促進事業については、「多 年間実施し、参加者数も増加してきていま なるような活動を定着させていくことが課 | なっています。 余暇活動支援事業」として2 すが、社会参加のきっかけと |
| 今後の方向 | 地域福祉活動助成事業については周知を 用方法についても併せて周知啓発に努め、 社協だよりや報道機関を活用し、さらに 障がい者余暇活動支援事業については、 実施してきましたが、今後は障害者スポー 討します。 | 応募団体の増加を図ります。 周知啓発を図ります。 文化活動やアウトドア活動を |

| 実践項目名 | 1-4 災害時要援護者支援体制の整備 | | | | | | |
|-----------------|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | ①帯広市防災会議等への協力 a | | | | | | |
| 実施事業名 及び評価 | ②災害時支援ボランティアの啓発・登録促進 a | | | | | | |
| 2 V V III | ③災害時要援護者支援マップ作成への協力 d | | | | | | |
| 評価指標による判定 | b 市民満足度による判定 b | | | | | | |
| | 評価指標による判定、市民実感度による判定はいずれも「b」判定と | | | | | | |
| | なっています。 | | | | | | |
| | 帯広市防災会議等への協力については、平成 25 年度から委員の要請 | | | | | | |
| | があり参加したほか、災害ボランティアセンターの検討会にも参加し、 | | | | | | |
| | 今後も帯広市と協力してセンター開設に向けた取組を進めていく予定 | | | | | | |
| | です。 | | | | | | |
| 実践項目の | しかし、災害時要援護者支援マップの作成については、協力はできま | | | | | | |
| 総合評価 | せんでした。これは「おびひろ避難支援プラン」で定める「個別計画作 | | | | | | |
| | 成協議会」へ当会が参加できなかったためですが、帯広市や町内会等と | | | | | | |
| | の協議不足などが要因と考えています。 | | | | | | |
| | 以上のことから総合的に勘案し、実践項目は「基本目標に向ってある | | | | | | |
| | 程度進んできている」と評価します。 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 基本目標に向かってある程度進んできている B | | | | | | |
| | 行政や関係団体との協議が少なかったことが、事業の着手遅延につな | | | | | | |
| | がった原因と考えられるため、行政等と協議を行い、災害時における本 | | | | | | |
| 課題 | 会の役割を明確化することが課題です。 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 災害時における社協の役割を社協全体で協議するとともに、社協の各 | | | | | | |
| | セクションごとに役割の明確化を図るよう取り組んでいきます。 | | | | | | |
| 今後の方向 | 災害ボランティアセンターの設置に向けて、帯広市と協議を進めてい | | | | | | |
| | きます。 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

(2) 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり

| 実践項目名 | 2-1 総合的相談機能強化による潜在的ニーズ把握と対応 | |
|---------------|--|----------------------|
| | ①福祉相談体制の確立 d | |
| | ②社会資源のネットワーク化 d | |
| 実施事業名 | ③相談業務の実績事例集約と支援会議への反映 d | |
| 及び評価 | ④わかりやすい福祉情報の提供 a | |
| | ⑤高齢者等虐待事例対応体制の整備 a | |
| | ⑥振り込め詐欺等の被害防止関係情報の社協だよりへの掲載 d | |
| 評価指標による判定 | c 市民満足度による判定 b | |
| 実践項目の 総合評価 | 評価指標による判定は「c」判定、市民実感度による判定は「b」定となっています。 実施事業の取り組みでは、福祉相談体制の確立については、各相説門内において対応または関係部署へつないで対応できているため、オコーナーの設置に至らなかったものです。 社会資源のネットワーク化や相談業務の実績事例集約と支援会認の反映については未実施でした。このことは、福祉相談体制の確立は連していますが、市民からの多様な福祉ニーズを社協全体のものとジステムを構築することが大事です。 わかりやすい福祉情報の提供や高齢者等虐待事例対応体制の整備ついては、「a」判定でした。 振り込め詐欺等の被害防止関係情報の社協だよりへの掲載についな、限られた紙面の関係では難しいものでした。 以上のことから総合的に勘案し、実践項目は「基本目標に向っており進んでいない」と評価します。 | 談相 議とす 備 ハ部談 へ関る に て |
| | 基本目標に向かってあまり進んでいない C | |
| 課題 | 各事業や各部署に寄せられる相談などから、地域福祉に関するニーや情報を集約して、以後の相談業務や事業の実施に役立てていくシンムがないことが課題となっています。 | |
| 今後の方向 | 社協全体で地域福祉を進めていくために、相談体制や職員の意識「 を図る仕組みづくりに努めていきます。 | 有上 |

| 実践項目名 | 2-2 地域での自立 | エ生活を促進する経済 な生活を促進する経済 | 斉的支援 | |
|-----------|--|--------------------------|-----------|---|
| | ①福祉資金の貸付事業 | | | a |
| | ②生活福祉資金貸付事 | 事業の促進 | | d |
| 実施事業名 | 3季節労働者等生活資 | 資金の貸付事業の実施 | <u>ti</u> | d |
| 及び評価 | ④交通等災害遺児扶着 | &手当、修学費の給 位 | 寸事業の実施 | b |
| | ⑤災害被災世帯への打 | 爰護金支給事業の実施 | 也 | С |
| | ⑥要援護世帯への冬期 | 明プロパンガス割引事 | 事業の実施 | d |
| 評価指標による判定 | C | 市民満足度による判定 | b | |
| 実践項目の総合評価 | 正となっています。 実施事業の取り組みでは、福祉資金の貸付事業については、緊急または不時の出費により一時的に困窮した世帯に5千円から3万円程度を貸し付けています。 また、生活福祉資金の貸付事業については、一時的な生活困窮者や離職者の自立支援を図ることが目的であることなどから数年間に及ぶ貸付もありますが、継続的な相談や支援を行っています。 季節労働者等生活資金の貸付事業については、一時的に生活に困窮している、季節労働者や事業主の都合により離職し、求職活動中の人に貸し付けています。 交通等災害遺児扶養手当、修学費の給付事業については、児童の健全な成長育成のため、災害遺児を扶養している人に支給しています。 要援護世帯への冬期プロパンガス割引事業については、11月~3月の冬期間低所得者世帯に対し、経済的負担を軽減するため10%の割引を行っています。 以上のことから総合的に勘案し、実践項目は「基本目標に向ってあまり進んでいない」と評価します。 | | | |
| | 基本目標に向か | ってあまり進んでい | ない | С |
| 課題 | 生活福祉資金や季節労働者等生活資金などの貸し付けを行っている ことや、それぞれの貸付制度などが広く知られていないことが課題とな っています。 | | | |
| 今後の方向 | 生活福祉資金や季節労働者等生活資金などそれぞれの貸付制度の周知とともに、自立に向けた総合的相談機能強化に努めていきます。 | | | |

| 実践項目名 | 2-3 地域に密着した自立支援体制の確立 | |
|-----------------------|--|---|
| 大成织口石 | ①幼児ことばの教室管理運営事業の充実 | |
| 実施事業名 及び評価 | ① 初元 ことはの教主官 生連呂 事業の 元夫 ② 福祉 人材 バンク の 運営 事業 の 促進 | c a |
| | | |
| | ③日常生活自立支援事業および成年後見制度活用への取り | |
| 27/mHe(37) - 1 2 Mul- | ④ユニバーサルモデル住宅管理事業の促進 | d |
| 評価指標による判定 | 117 417 233. 3.3172 | b |
| 実践項目の 総合評価 | 評価指標による判定、市民実感度による判定はいずれるなっています。 幼児ことばの教室は、ことばの発達が遅い、正しい発音 ど、保護者と一緒に通える就学前の児童を対象に、個別言 導しています。 福祉人材バンク運営事業では、福祉職場で働きたい人 事業所とをつなげるための相談や登録のほか、職場説明会でいます。 日常生活自立支援事業及び成年後見制度活用への取り終症や知的・精神障害により判断能力が十分でない方の権利め、日常生活自立支援事業については平成 24 年度に北海議会から事業を受託し、成年後見制度については平成 26 からの委託により帯広市成年後見支援センターを設置してユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に努めてきまり以上のことから総合的に勘案し、実践項目は「基本目標程度進んでいる」と評価します。 なお、計画策定時にはありませんでしたが、母子家庭等立を支援するため、平成 22 年 9 月から母子家庭等就業・ターを開設し、就業を通じた支援を行っています。 基本目標に向かってある程度進んでいる | 音が一体会と、というでをもってをは、というなどのです。 できる |
| 課 題 | 幼児ことばの教室管理運営事業における定員を超える 対応や、福祉人材バンクにおける求人・求職相談者や求服 などが課題となっています。 | |
| 今後の方向 | 幼児ことばの教室運営事業については、利用者の利便をに帯広市と今後のあり方について協議を深めていきます。また、福祉人材バンクの運営については、福祉人材バンを強化していくとともに、福祉職場の説明会を継続してまど、福祉を理解してもらうための取り組みを進めていきま | / /クの周知啓発 実施していくな |

| 実践項目名 | 2-4 介護保険サービス等の質と量の確保 |
|-----------------|---|
| | ①介護保険法による「居宅介護支援事業」の実施 c |
| | ②介護保険法による「訪問介護事業」・「予防訪問介護事業」の実施 d |
| 実施事業名 及び評価 | ③障害者自立支援出こよる「居宅介護事業」・「重度が用介護事業」および「移動技援事業」の実施 d |
| 及 O 計 Щ | ● ④介護保険をはじめとする各種在宅サービス提供システムの調査研究への取り組み d |
| | ⑤介護実習生の受入事業の実施 d |
| 評価指標による判定 | d 市民満足寅による判定 b |
| | 評価指標による判定は「d」判定、市民実感度による判定は「b」判 |
| | 定となっています。 |
| | 介護保険法による「居宅介護支援事業」の実施では、要介護者のケア |
| | プランを作成していますが、作成件数はわずかですが増加しています。 |
| | 介護サービスの調整に限らず、その他の生活課題なども制度外の社会資 |
| | 源の活用の調整も行っています。 |
| | 介護保険法による「訪問介護事業」・「予防訪問介護事業」の実施では、 |
| | 介護保険事業に基づき訪問介護・介護予防訪問介護を行っていますが、 |
| | 制度の改正等により、利用者数は減少していないもののサービス時間が |
| 実践項目の | 減少しています。 |
| 総合評価 | 障害者自立支援法による居宅介護等も、介護保険同様にサービス時間 |
| | が減少しています。 |
| | 介護保険をはじめとする各種在宅サービス提供システムの調査研究への取り |
| | 組みについては、介護保険フォーマルサービスの調査等に取り組むことが |
| | できませんでした。 |
| | 介護実習生の受入については、介護福祉士等の資格取得支援のため受 |
| | け入れを実施しました。 |
| | 以上のことから総合的に勘案し、実践項目は「基本目標に向ってある |
| | 程度進んでいる」と評価します。 |
| | 基本目標に向かってある程度進んでいる B |
| | 介護保険法による訪問介護事業については、給付上対応できないニー |
| | ズに対する解決方法の検討が課題となっています。 |
| 課題 | また、障害者自立支援法によるホームヘルパー派遣事業では、高齢化 |
| | の進展や多様化するニーズ、障がいからくる意志疎通の困難性などが援 |
| | 助上の課題となっています。 |
| | 高齢者や障がい者のニーズを把握するとともに、社協全体で対応また |
| 今後の方向 | は関係機関へのつなぎなどの仕組みづくりを研討していくよう努めて |
| | いきます。 |

| 実践項目名 | 2-5 地域包括支援センター機能の充実 | | | | |
|---------------|--|--|--|--|--|
| 実施事業名 及び評価 | ①介護予防ケアマネジメント事業の実施 a ②包括的・継続的マネジメント事業の実施 a 3総合相談支援事業および虐待の防止等権利擁護事業への取り組み d | | | | |
| | | | | | |
| 実践項目の総合評価 | b 市民満足敗による判定 b 評価指標による判定、市民実感度による判定はいずれも「b」判定となっています。 介護予防ケアマネジメントについては、要支援者に対する予防ケアプランの作成を行っており、作成件数も大きく増加しています。また、地域の介護支援専門員からの相談を受けるとともに、ネットワーク構築に取り組んでいます。総合相談支援事業および虐待の防止等権利擁護事業への取り組みについては、圏域の高齢者の実態把握や保健福祉サービスの利用調整を行いながら、個別ニーズの把握にも努めるほか、総合相談を通じて高齢者虐待が疑われるケースの早期発見・早期対応に努めています。以上のことから総合的に勘案し、実践項目は「基本目標に向ってある程度進んでいる」と評価します。 | | | | |
| | 基本目標に向かってある程度進んでいる B | | | | |
| 課題 | 高齢者の個別ニーズへの対応による支援、関係機関等によるネットワークの構築、社会資源などの担い手の発掘などが課題となっています。 | | | | |
| 今後の方向 | 地域ケア会議を開催するとともに、地域包括ケアシステムを構築するよう検討していきます。 | | | | |

(3) 地域づくりを主体的に担う人づくり

| 実践項目名 | 3-1 ボランティフ | アセンター機能の充乳 | 実強化 | | |
|-----------------------------------|---|---------------|----------|--------|--------------------------|
| ①ボランティアセンター及びボランティアルームの活用促進への取り組み | | | | | |
| | ②ボランティア連絡協議会との連携 | | | а | |
| | ③ボランティア登録普及促進への取り組み | | | а | |
| 実施事業名 | ④ボランティア保険の | の加入促進事業の実施 | 包 | | С |
| 及び評価 | ⑤ボランティアコーディネー: | ターおよびボランティアアド | ・イザー養成の強 | 化と取り組み | d |
| | ⑥住民参加型在宅福祉サ | ービス(有償ボランティ) | ア事業等)の核 | 討 | d |
| | ⑦ボランティア情報記 | 誌の発行 | | | d |
| | | | T | | |
| 評価指標による判定 | С | 市民満足度による判定 | | b | |
| 実践項目の 総合評価 | となっています。 実施事業の取り組みでは、ボランティアセンター等の活用促進については、アドバイザーの相談業務の日々の取り組みの結果、センターの利用者数がここ数年伸びています。 また、ボランティア連絡協議会と連携してボランティア登録の普及促進や社協フェスタの開催などに取り組んできています。 しかし、ボランティアアドバイザーの減少や、住民参加型在宅福祉サービスの検討、ボランティア情報誌の発行では未実施となっていることなどから、総合的に勘案し、実践項目は「基本目標に向ってあまり進んでいない」と評価します。 | | | | 一の利 普及促 福祉サ ること |
| 課 題 | 基本目標に向かってあまり進んでいない C ボランティアセンターの活用促進を図るために必要なボランティア アドバイザーの減少とコーディネーターの育成がすすんでいないこと が課題となっています。 | | | | · |
| 今後の方向 | ボランティアセンター運営委員会を活用し とコーディネーターを | | とともに、ア | | |

| 実践項目名 | 3-2 団塊世代等 | を中心とする中高年ホ | ドランティ フ | アの発掘と育成 |
|----------------|---|--|----------------|-----------|
| 実施事業名 | ①シニアボランティブ | ア団体等育成事業への | の取り組み | d |
| 及び評価 | ②シニアボランティブ | ア入門講座の開催 | | а |
| 評価指標による判定 | b | 市民満足度による判定 | | b |
| 実践項目の 総合評価 | っています。 実施事業の取り組み 24・25年度に「自分だますが、シニアボラン の開催年度の遅れや定 ています。 以上のことから総合 度進んでいる」と評価 | 評価指標による判定、市民実感度による判定はいずれも「b」判定となっています。 実施事業の取り組みでは、シニアボランティア入門講座の開催は、平成 24・25 年度に「自分が地域において何ができるか」をテーマに実施していますが、シニアボランティア団体等育成事業への取り組みでは、養成講座の開催年度の遅れや定年後も働く人が多かったことなどから未実施となっ | | |
| 課題 | シニアボランティアグループを育成することが課題となっています。 | | | |
| 今後の方向 | 継続してボランティ | ア養成講座を開催し、 | 、ボランテ | ィアの育成に努める |
| / 100 00 70 PG | とともに、ボランティ | アグループの発足につ | つなげていき | きます。 |

| 実践項目名 | 3-3 学習・活動機会の | 提供による地域 | 战福祉活動 <i>σ</i> |)推進 |
|-------------------|--|---------|----------------|-----------|
| | ①ボランティア講座の開設 | | | d |
| + + + + > 116 + + | ②音訳・点訳ボランティア | 養成講座の実施 | <u>ii</u> | d |
| 実施事業名及び評価 | ③ボランティア活動への参 | 加支援 | | d |
| 次 O 前 IIII | ④ボランティア研修会等への参加支援 | | d | |
| | ⑤広域ボランティア活動の | 推進 | | c |
| 評価指標による判定 | d 市民清 | 起度による判定 | | В |
| 実践項目の 総合評価 | 評価指標による判定は「d」判定、市民実感度による判定は「b」判定となっています。 実施事業の取り組みでは、ボランティア活動のきっかけづくりとしてボランティア講座や音訳・点訳の養成講座の開催、施設ボランティア体験の体験などを実施してきました。 ボランティア講座は 5 回連続の開催としてテーマも初心者や高齢者などにも対応して開設しました。 また、広域ボランティア活動を推進するため、とかちボランティアプラザ推進委員会の事務局として委員会や研修会のほか、ボランティアミニ愛ランドの開催に努めてきました。 以上のことから総合的に勘案し、実践項目は「基本目標に向ってあまり進んでいない」と評価します。 | | | |
| | 基本目標に向かっても | あまり進んでい | ない | С |
| 課 題 | ボランティア体験や講座な ランティアを拡大していくと ティアニーズを把握して適ち | とともに、ボラ | ンティアの村 | 目談などからボラン |
| 今後の方向 | ティアニーズを把握して適切に対応していくことが課題となっています。 ボランティアに対する周知啓発を行うとともに、ボランティアアドバイ ザーやボランティアセンター運営委員会の活用やボランティア連絡協議会 との連携により気運の醸成を図っていきます。 また、ニーズの把握を行い、時流にあったテーマや講師の選考に努めて いきます。 | | | |

| 実践項目名 | 3-4 小中高生を対象とした福祉教育の推進 | | | |
|---------------|---|--|--|--|
| 実施事業名及び評価 | ①ボランティアモデル校の指定事業の実施b②ヤングボランティア体験事業の実施d③ボランティア活動への参加支援a④ボランティア入門講座(小中高生向け)の開催a | | | |
| 評価指標による判定 | b 市民満足度による判定 b | | | |
| 実践項目の 総合評価 | 評価指標による判定、市民実感度による判定はいずれも「b」判定となっています。 実施事業の取り組みでは、青少年がボランティア活動に取り組むきっかけづくりとして、ボランティアモデル校を指定してボランティア活動を行う学校へ助成を行っています。 また、ヤングボランティア体験事業として、福祉施設等での介護体験への参加の場の提供を行っているほか、高齢者などの疑似体験を通して思いやりや助け合うことができる等の心を育むため、出前講座を行っています。 以上のことから総合的に勘案し、実践項目は「基本目標に向ってある程度進んでいる」と評価します。 | | | |
| | 基本目標に向かってある程度進んでいる B | | | |
| 課 題 | 中高生のボランティア参加者が増加していないことが課題となっています。 | | | |
| 今後の方向 | 青少年のボランティア参加を促すために、参加しやすい時期の講座の 開催や施設体験以外のメニューの検討など、ボランティア活動に参加し やすい環境づくりに努めていきます。 また、チラシやホームページなどを活用して、ボランティアについて の周知啓発の強化を図っていきます。 | | | |

(4)課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

| 実践項目名 | 4-1 地域福祉の中核組織にふさわし の活性化 | い事業経営の推進と組織運営 | | |
|-----------------|---|---------------|--|--|
| | ①帯広市グリーンプラザの管理運営事業の |)実施 c | | |
| | ②各種組織運営会議の積極的な活用 | С | | |
| 実施事業名 及び評価 | ③適切な人事・労務管理の実施 | a | | |
|)X 0 µ m | ④効率的な事務処理体制の整備 | d | | |
| | ⑤職場環境管理システムの整備 | a | | |
| 評価指標による判定 | b 市民満足度による判定 | b | | |
| 実践項目の 総合評価 | 評価指標による判定、市民実感度による判定はいずれも「b」判定となっています。 実施事業の取り組みでは、地域福祉の拠点である「帯広市グリーンプラザ」の管理運営にあたっては、指定管理者として利用者の声を聴くアンケートボックスの設置など利便性を考慮した運営に努めてきました。また、効率的な事務処理を行うため、事務分掌の見直しや、人事異動などにより業務の簡素化などに努めてきたほか、組織内部の活性化を図るため、職員の適材適所の配置や健康診断を行い職員の健康管理や労務管理を行ってきました。 以上のことから総合的に勘案し、実践項目は「基本目標に向ってある程度進んでいる」と評価します。 | | | |
| | 基本目標に向かってある程度進んで | いる B | | |
| 課題 | グリーンプラザにおける貸館機能の充 を図っていくことと、定期的に実施事務事 課題と考えています。 | | | |
| 今後の方向 | グリーンプラザ利用については時間貸しによるきめ細かな効率的利用の促進に努めていきます。 また、決算作成時に職員による事務事業評価を実施するよう図っていきます。 | | | |

| 実践項目名 | 4-2 地域福祉の推進役としての社協組織の住民理解の促進 | | | |
|---------------|---|---------------------|-------|----------|
| 実施事業名 及び評価 | ①地域福祉実践計画ダイジェスト版の作成と全戸配布 d ②広報事業の強化取り組み a | | | |
| 評価指標による判定 | b | 市民満足度による判定 | | b |
| 実践項目の 総合評価 | 評価指標による判定、市民実感度による判定はいずれも「b」判定となっています。 地域福祉実践計画ダイジェスト版の作成と全戸配布については、ホームページに掲載して周知に努めています。 また、広報事業の強化取り組みについては、社協だよりの作成配布およびホームページの開設、報道機関への積極的な対応などにより、地域住民の本会事業への理解と関心を深めるよう努めています。 以上のことから総合的に勘案し、実践項目は「基本目標に向ってある程度進んでいる」と評価します。 | | | |
| | 基本目標に向かってある程度進んでいる B | | | |
| 課題 | ホームページへのアクセスに対する解析などから、アクセスしやすく、見て分かりやすいホームページにすることが課題となっています。 | | | |
| 今後の方向 | 社協事業の市民周9 ージの掲載に努めてい | 印のため、わかりやす ハきます。 | い社協だよ | り作りやホームペ |

| | 2 00 10 4X (CO) 00 C (| | | | |
|------------------|------------------------|------------------------|----------------|--------|-----|
| 実践項目名 | 4-3 自主財源の3 | 安定的確保 | | | |
| | ①会員会費制度への理 | ①会員会費制度への理解と加入促進への取り組み | | | d |
| | ②企業等への社協理解 | ②企業等への社協理解の促進による広告料の確保 | | | а |
| 実施事業名 及び評価 | ③愛情銀行事業の実施 | | | d | |
| | ④共同募金会との連携 | 携による募金制度の理 | 黒解促進と 募 | 募金額の増 | c |
| | ⑤自主財源となる収益 | 益事業の実施 | | | b |
| 評価指標による判定 | С | 市民満足度による判定 | | b | |
| 実践項目の 総合評価 | で 市民満足度による判定 | | | | |
| | | ってあまり進んでい | | С | |
| 課題 | 会員や共同募金の派 | 載少が課題となって\ | ゝます。 | | |
| 今後の方向 | 会員募集の周知回数 | 数を増加するとともに | こ、インセン | /ティブの検 | 討また |
| / 100 v / // IFI | は新しい収益事業を植 | 倹討していきます。 | | | |
| | | 0.0 | | | |

| 実践項目名 | 4-4 役職員の資質向上と法令遵守の徹底 | | |
|---------------|-----------------------------------|---|--|
| 実施事業名 及び評価 | ①職場研修のルール化と充実 | d | |
| | ②理事・評議員の役割の明確化と機能強化 | d | |
| | ③法令遵守・リスクマネジメントに係る規程整備 | a | |
| | ④資格取得促進による専門職の確保と養成 | a | |
| 評価指標による判定 | b 市民満足度による判定 | b | |
| | 評価指標による判定、市民実感度による判定はいずれも「b」判定と | | |
| | なっています。 | | |
| | 職場研修の取り組みは、平成 24 年度に在宅福祉課の職場研修に合わ | | |
| | せて実施しました。 | | |
| | また、理事・評議員を対象とした研修についても、役員の選任時に開 | | |
| | 催する研修会と道社協開催の研修会への参加により取り組んできまし | | |
| 実践項目の | た。 | | |
| 総合評価 | しかし、個人情報保護規程の制定や利用者の急変に対応するため、普 | | |
| | 通救命講習の受講やAED操作などを学んでいることや小口現金・印 | | |
| | 鑑・通帳・証券の保管を別々にしていること、PCの個人情報防止のた | | |
| | めのセキュリティシステムの導入などリスクの減少に努めています。 | | |
| | 以上のことから総合的に勘案し、実践項目は基本目標に向ってある程 | | |
| | 度進んでいると評価します。 | | |
| | 基本目標に向かってある程度進んでいる | В | |
| 課題 | 職場研修及び職員の研修並びに理事・評議員の研修の実施が課題と考 | | |
| | えています。 | | |
| 今後の方向 | 役職員の資質向上を図るため、職員研修とともに、理事・評議員の研 | | |
| | 修についても道社協の研修会の参加も含めて効果的な研修の実施に向 | | |
| | けて検討していきます。 | | |



第Ⅲ章 プランの基本理念・基本目標

1 プランの基本理念

ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり

互いに支え合う、住み慣れた地域で自立し、笑顔で安心して暮らすために、市民一人ひとりが、日頃からともに支え合っていく仕組みづくりを地域の中で主体的に築いていくことが必要であり、また、北海道社会福祉協議会が全道共通目標として設定していることも踏まえ、「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」を基本理念として、「おびひろ地域福祉実践プラン」(第5期帯広市地域福祉実践計画)を推進します。

2 プランの基本目標

基本目標は、地域福祉活動のねらいや性格、基本的な視点を示したもので、次の4つの基本目標を定め、基本理念の実現を目指し、必要な事業や活動を展開していきます。

【基本目標 I 】 地域の課題を発見・共有し、解決するための 仕組みづくり

地域福祉を推進するために、地域住民の困りごとなどから、社協全体で地域の課題や ニーズを発見するとともに、共有して対応していくことが必要と考えます。

そのためには、社協全職員が共通の意識のもと住民意識の把握に努めるとともに、全体で協議していく仕組みづくりをすすめていきます。

また、高齢者や障がい者が、地域住民との交流やより安心してその人らしい暮らしを 送ることのできる地域づくりに取り組みます。

実践計画

- (1) 多様な方法による安定・継続した住民ニーズ の把握
- (2) 高齢者や障がい者が安心していきいきと生活 できる仕組みづくり
- (3) 地域福祉活動の充実と障がい者の社会参加の 促進

【基本目標Ⅱ】 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、 解決していくための体制づくり

地域住民からの相談や事業を通して発見した地域住民一人ひとりの生活課題の解決 や福祉に関するニーズに対応していくために、社会資源などを活用した体制づくりをす すめます。

実践計画

- (1) 相談機能強化による潜在的ニーズ把握と支援 体制の確立
- (2) 地域での自立生活を促進する経済的支援
- (3)地域に密着した自立支援体制の整備
- (4)権利擁護事業の充実
- (5) 介護保険・障がい福祉サービス等の充実
- (6) 地域包括支援センター機能の充実

【基本目標Ⅲ】 地域づくりを主体的に担う人づくり

安心・安全なまちづくりを主体的にすすめる担い手を発掘するとともに、育成していくために、あらゆる世代に対してさまざまな機会を提供していきます。

実践計画

- (1) ボランティアセンター機能の充実
- (2)子どもからシニアまでのボランティア活動 者の発掘と育成
- (3) 災害時要援護者支援体制の整備

【基本目標IV】 課題に柔軟に対応し、解決していくための 組織づくり

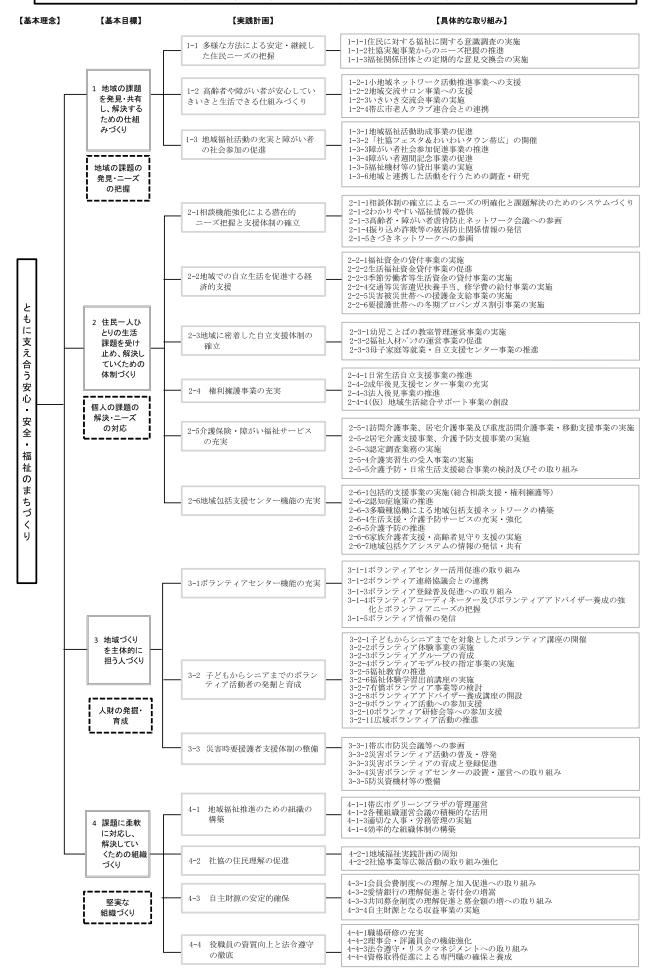
本会は、地域福祉活動やボランティア活動など地域福祉の中核的団体としての役割を担っています。今後も地域福祉活動を推進していくために、市民参加や社会資源の活用に加え、社協役職員一丸となった社協の組織運営の強化や自主財源の確保等をすすめていきます。

実践計画

- (1) 地域福祉推進のための組織の構築
- (2) 社協の住民理解の促進
- (3) 自主財源の安定的確保
- (4) 役職員の資質向上と法令遵守の徹底



第 5 期 帯 広 市 地 域 福 祉 実 践 計 画 の 体 系 図



第IV章 プランの実践計画

【基本目標 [] 地域の課題を発見・共有し、解決するための 仕組みづくり

実践計画 1 多様な方法による安定・継続した住民ニーズの把握

近年、急速な少子高齢化の進行、家族形態の変化、価値観や生活習慣そして地域社 会の変容などにより、地域の「つながり」や「支え合い」が希薄化していく傾向があ ります。

住民意識アンケート調査や関係団体との意見交換会などから、地域のつながりを大 切にし、困っている人を見守り、支え合う地域づくりの重要性や、高齢者等要援護者 の見守りの必要性などが確認されています。

さらに、一人暮らしの高齢者の増加や孤立死問題、高齢者や障がい者虐待などに加 え、認知症高齢者や障がいのある方々の権利擁護などが課題となっています。

これらの多様化した課題を的確に把握し対応していくために、住民や地域、行政、 ボランティアなどが問題意識を共有して、相互に連携していくことが求められていま す。

- 具体的な取り組み ①住民に対する福祉に関する意識調査の実施
 - ②社協事業からのニーズ把握の推進
 - ③福祉関係団体との定期的な意見交換会の実施

【具体的な取り組み】

①住民に対する福祉に関する意識調査等の実施

人口減社会を迎える中で、少子高齢化や核家族化の進行、個人の生活様式の多様化 などを背景として、地域で支え合う意識や連帯感の希薄化が指摘されています。

こうした状況下にあって、地域住民の地域福祉に関する意識や地域における課題、 住民のニーズは、時間の経過とともに変化していることが考えられます。

そのため、住民の福祉意識の調査や本会が実施している事業についての意識調査 をする必要があり、計画策定前年に実施していくことが効果的と考えています。

②社協実施事業からのニーズ把握の推進

本会が実施している事業や支援している事業から、身近な生活相談や要望、意見などを聴く方法を検討していくとともに、項目別に分類して地域福祉などのニーズ把握に努めていきます。

③福祉関係団体との定期的な意見交換会の実施

現在、帯広市町内会連合会や帯広市老人クラブ連合会などと定期的に意見交換会を 行っていますが、今後も時宜にあったテーマに基づいて意見の交換を行い、社協事業 への反映及びそれぞれの団体の今後の活動に活かせるよう実施していきます。

また、帯広市町内会連合会等と連携を取って地域福祉研修会なども併せて実施していきます。

実践計画 2 高齢者や障がい者が安心して いきいきと生活できる仕組みづくり

市民一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域交流サロンや いきいき交流会を実施し、高齢者や障がい者等との交流を行い、地域の情報の共有化 を図ります。

また、帯広市をはじめ、帯広市老人クラブ連合会や帯広市町内会連合会、民生委員 などとの連携を図り、ひとり暮らし高齢者の見守りなどを行うほか、安心して地域活 動に参加できる社会の体制づくりに努めます。

- 具体的な取り組み ①小地域ネットワーク活動推進事業への支援
 - ②地域交流サロン事業への支援
 - ③いきいき交流会事業の実施
 - ④帯広市老人クラブ連合会との連携

【具体的な取り組み】

①小地域ネットワーク活動推進事業への支援

小地域ネットワーク活動推進事業は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続け ていけるよう、地域の仲間同士で見守り・声かけを行い、支え合い活動へとつなげて いく、いわゆるご近所福祉ネットワーク活動です。

本会では、こうした町内会で行なう福祉活動(啓発活動・交流活動・訪問活動・地 域組織化活動・研修事業など)に対して、活動実施の援助や研修会における講師派遣 および活動費の一部助成を行い福祉で地域づくりを推進します。

②地域交流サロン事業の支援

高齢者や障がい者、子育て中の人などを対象に、誰もが気軽に参加できる交流とふ れあいの場を提供するサロン事業に対し、運営費の一部を助成して事業の推進を図り ます。

また、住民参加型の活動として地域住民の主体的運営のため、ボランティア等の人 材育成を行うなど、支援を行っていきます。

地域交流サロンについては、さらなる設置に向けた普及啓発に努め、地域住民と開 催場所・運営方法等を検討していきます。

③いきいき交流会事業の実施

ひとり暮らし高齢者に外出の機会を提供し孤独感の解消を図るよう、町内会や民生 委員等の協力を得て、食事やおしゃべりのほか、介護予防のお話しなどを交えながら 高齢者同士やボランティア協力者との交流を図ります。

この事業をきっかけに外出の機会が増えるよう、地域交流サロンと協力し、引きこもり防止にも取り組み、また、より身近な地域で参加できるよう福祉センターなどを利用して会場を増やすなど、参加しやすい環境づくりを進めます。



▲ランチタイムのあいさつ



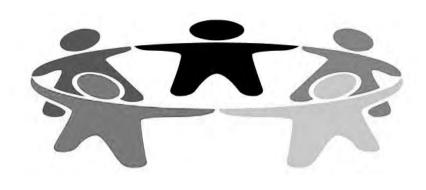
▲サロンによるレクレーション

④帯広市老人クラブ連合会との連携

帯広市老人クラブ連合会との連携に努めるとともに健康づくり、友愛活動、社会奉 仕活動、の全国三大運動に加え、世代間交流や安全・安心の取り組み等の幅広い活動 や、高齢者スポーツ大会など老人クラブの運営と活動を支援します。

さらに、地域でのさまざまな問題等(ひとり暮らし高齢者の見守り、高齢者虐待等) に対応するため、地域の老人クラブ等と連携を取り、福祉向上を図ります。

また、老人クラブ会員増強についても協力していきます。



実践計画 3 地域福祉活動の充実と障がい者の社会参加の促進

近年、ボランティア団体の減少傾向が続いていますが、一方では、多くの市民の 方がボランティア活動を通じて地域のために貢献しています。こうした地域福祉の増 進に取り組む団体への支援などにより、地域住民が相互に助け合う環境づくりに努め ていきます。

また、高齢者や障がい者が、より安心してその人らしい暮らしを送ることのできる 地域づくりに取り組むとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相 互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした「障害者差別解 消法」の普及啓発に努めます。

- 具体的な取り組み ①地域福祉活動助成事業の促進
 - ②社協フェスタ&わいわいタウン帯広の開催
 - ③障がい者社会参加促進事業の推進
 - 4 障がい者週間記念事業の促進
 - ⑤福祉機材等の貸出事業の実施
 - ⑥地域と連携した活動を行うための調査・研究

【具体的な取り組み】

①地域福祉活動助成事業の促進

地域福祉の増進に取り組む民間団体の活動振興と市民福祉向上のため、共同募金を 財源に助成金を交付します。

本事業の募集については、広報紙や報道機関、ホームページ等の媒体を活用するほ か、公共施設へのポスター掲示を行うなど、幅広い周知活動を行います。

また、助成金の交付にあたっては広く団体からの要望に対応できるように努め、適 正かつ公正な事業の推進に努めます。

②社協フェスタ&わいわいタウン帯広の開催

地域福祉のあり方や社協活動の理解と関心を深めるため、関係団体と共催し開催します。社協フェスタ&わいわいタウン帯広の開催を通してボランティア活動や地域福祉活動について多くの市民に知ってもらい、住民主体の地域福祉の促進を図るとともに、各関係団体とのネットワークを構築することで、安心・安全の福祉のまちづくりを目指します。



▲オープニングセレモニー「稲田小学校・緑丘小学校合同合唱部」43名

③障がい者社会参加促進事業の推進

今、障がい者一人ひとりが、その個性が尊重されながら、地域で暮らし、地域社会に参加し、役割を果たすための支援が求められています。

本会では、障がいのある人とその家族が、文化活動やスポーツへの参加を通して、 障がい者本人の生きがいや自信を創出し、障がい者の自立と社会参加を促進するとと もに、余暇を楽しむきっかけや地域社会へ出るきっかけとなり、交流が広がっていく ようさまざまな支援事業(各種ものづくり教室や自然体験学習、スキー教室など)を 実施していきます。

4 障がい者週間記念事業の促進

「障害者の日」制定を契機に帯広市の福祉にかかわる機関、団体と実行委員会を立ち上げ、障がい者の社会参加を促進し、社会全体がノーマライゼーションの広がりと理解を定着させるために、障がい者に対して深い理解と正しい認識を持ってもらい、障がい者と地域住民との交流を図るとともに、共に手をとりあい、共に生きる地域づくりを目指して本事業を実施します。



▲おもてなし清掃

⑤福祉機材等の貸出事業の実施

本会が所有する機材を貸し出し、地域福祉活動、ボランティア活動、児童青少年の 健全育成活動などの一助とします。

⑥地域と連携した活動を行うための調査・研究

住民の福祉活動への理解や参加の促進、又は地域の実態や福祉ニーズの把握など、 地域の福祉問題や課題解決に取り組むため、地域の意見や要望を把握するとともに、 地域と協力して解決できる体制づくりが必要です。

地域がそれぞれ工夫を凝らしながら、積極的に地域づくりを進めていけるよう調査・研究を進めます。

【基本目標Ⅱ】 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、 解決していくための体制づくり

相談機能強化による潜在的ニーズ把握と 実践計画 1 支援体制の確立

地域福祉の推進のためには、地域や地域住民からの情報、困りごとから地域の求めて いることを発見し、地域全体で共有することが大切です。

本会は、意識調査や関係団体との意見交換会、本会が実施又は支援している事業から のニーズ把握に加え、各部署が相談業務等を通して得た情報や意見を集約して全体で今 後の対応を協議する体制づくりをすすめます。

- 具体的な取り組み
 ①相談体制の確立によるニーズの明確化と課題解決のた めのシステムづくり
 - ②わかりやすい福祉情報の提供

 - ③高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議への参画
 - ④振り込め詐欺等の被害防止関係情報の発信
 - ⑤きづきネットワークへの参画

【具体的な取り組み】

①相談体制の確立によるニーズの明確化と課題解決のためのシステムづくり

公的な福祉サービスだけでは対応できない福祉ニーズや社会的に孤立しがちな人 たちの生活課題に対する相談体制を確立するとともに、地域の人や関係団体等と連携 し、課題解決のためのネットワークづくりをすすめます。

また、相談業務を通じて得た地域の福祉ニーズを整理・集約し、地域住民との協働 作業により課題解決に努めます。

②わかりやすい福祉情報の提供

社協だよりやホームページなどで福祉情報を提供する際には、大文字やイラストの 多用、また、平易な言葉で的確な表現や漫画を活用するなど、分かりやすい福祉情報 の提供に努めるとともに、ホームページやブログ等の充実を図り、本会の活動や組織 等について積極的に市民への情報提供に努めていきます。



③高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議への参画

高齢者や障がいのある人たちに対する虐待や権利侵害に対応するために、帯広市の 高齢者および障害者虐待防止ネットワーク会議に参画します。

潜在化している社会的弱者の権利を擁護するため、関係機関・団体との連携を図り、 虐待の防止や早期発見・早期解決に取り組みます。

④振り込め詐欺等の被害防止関係情報の発信

振り込め詐欺は、最近では、従来のように金融機関を通じて「振り込ませる」ものに加え、犯人が現金やキャッシュカードを直接自宅等に取りに来る「振り込ませない」 振り込め詐欺(いわゆる「受取型」の手口)が増加しています。

依然として振り込め詐欺等が多発している状況を踏まえ、被害防止関連情報を社協 だよりなどに掲載して高齢者や障がい者などへ注意喚起を図ります。

⑤きづきネットワークへの参画

高齢者や障がいのある人たちが地域で安心して暮らし続けていくためには、地域での見守り体制が重要となります。さまざまな事業所や団体等と連携を図り、無理のない日常活動の中で行う「きづき」のネットワークの必要性を周知するとともに、きづきネットワーク活動に参画し支援に取り組みます。

実践計画 2 地域での自立生活を促進する経済的支援

地域において誰もが生きがいをもって暮らし、幸せになりたいと思う気持ちは皆が持 っているものです。全ての住民が社会的、経済的かつ文化的な利益を享受できるよう、 就労・経済的な支援などを通じて地域社会の支えを必要とする要援護者の安定した生活 と自立支援を図っていく必要があります。

本会では、不時の出費や緊急時に応える各種貸付及び給付等による経済的支援と、困 窮世帯に対する相談支援に努めていきます。

- 具体的な取り組み ①福祉資金貸付事業の実施
 - ②生活福祉資金貸付事業の促進
 - ③季節労働者等生活資金貸付事業の実施
 - ④交通等災害遺児扶養手当、修学費の給付事業の実施
 - ⑤災害被災世帯への援護金支給事業の実施
 - ⑥要援護世帯への冬期プロパンガス割引事業の実施

【具体的な取り組み】

①福祉資金貸付事業の実施

緊急又は不時の出費により一時的に困窮した世帯に対する福祉資金の貸付につい ては、適正な貸付とともに市との連携による制度の普及・活用に努め、生活困窮世帯 に対する適切な相談・支援を行ないます。

また、未償還世帯については、制度の趣旨への理解を求めるとともに文書、電話、 訪問等で根気よく償還の督励を行なっていきます。

②生活福祉資金貸付事業の促進

道社協が実施している支援資金の各種貸付事業を受託し、関係機関や民生委員と連 携を図りながら、一時的に生活に困窮している要援護者や離職者の自立支援を図り、 就業に向けた継続的な相談・支援を行ないます。

また、子供の進学を支援する教育支援資金については、「貧困の連鎖」を防ぐ意味 からも、就学世帯への周知を継続して実施していきます。償還についても道社協と民 生委員とともに積極的に取り組み、制度の維持強化に取り組みます。

③季節労働者等生活資金貸付事業の実施

一時的に生活に困窮し、他からの援助が期待できない季節労働者や、事業 主都合による離職による求職活動中の方に対し、適正に生活資金を貸し付け ることで自立支援を図ります。

④交通等災害遺児扶養手当、修学費の給付事業の実施

交通災害、労働災害、自然災害、不慮の災害などに被災した児童を抱える世帯に対して、扶養手当や修学費を支給して自立支援を図るとともに、制度の周知に努めます。 また、本制度の財源である交通等災害遺児福祉基金の安定運用と確保に努めます。

⑤災害被災世帯への援護金支給事業の実施

火災及び自然災害などで被災し、その建物に引き続き居住できない世帯に対して、 共同募金委員会と連携して援護金を支給して一時的生活支援を図ります。

また、援護金の財源である緊急災害たすけあい資金積立金の安定運用と確保に努めます。

⑥要援護世帯への冬期プロパンガス割引事業の実施

歳末たすけあい運動の一環で、冬期間(11月~3月)の困窮世帯支援を目的として実施している本事業は、エルピーガス協会の協力により、10%のプロパンガス利用料金の割引を行い、生活困窮世帯の自立支援を図ります。

実践計画 3 地域に密着した自立支援体制の確立

市民一人ひとりが抱える悩みは、保健や福祉、医療、子育てなどと多岐にわたり、さ まざまな課題を抱えています。

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、本会では、福祉 サービス利用援助や福祉人材の養成・確保、母子家庭等の自立支援、高齢者や障がい者 等の権利擁護等を進めていきます。

- 具体的な取り組み ①幼児ことばの教室管理運営事業の実施
 - ②福祉人材バンクの運営事業の促進
 - ③母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

【具体的な取り組み】

①幼児ことばの教室管理運営事業の実施

帯広市の委託事業である幼児ことばの教室は、ことばの遅れや発達に何らかの問題 を抱える幼児とその保護者に対し、帯広市保健福祉センターにおいて、相談、検査、 指導を行っています。

今後も、帯広市の担当課と協議をしながら、適切な指導員数の配置や通室児の定員 数、運営や指導方法などについて見直しを図り、一人ひとりの子どもに対する充実し た指導が行えるよう、質の向上に努めていきます。



②福祉人材バンクの運営事業の促進

福祉人材バンクは、無料職業紹介事業所として福祉職場の紹介・斡旋を行っています。

また、就業希望者等を対象に、技術や知識の向上、あるいは福祉分野についての理解を深める講習会や、福祉施設人事担当者と面談を行う福祉職場説明会を実施するほか、ハローワーク出張相談を実施し、求人・求職のマッチング支援を行っています。福祉、医療分野については、少子高齢化が進行する中、利用者の増加、サービスニーズの多様化、高度化等、今後一層のサービス需要の増大が見込まれ、人材の安定的な確保が求められていますが、福祉分野への就業希望者は、求人増加に対し伸び悩んでいます。

介護福祉士、看護師等の資格を有していながら、福祉分野で就労していない潜在的 有資格者のほか、他産業から福祉分野へ転職を検討する人などに対し、福祉人材バン クの周知を徹底し、職業相談や職業紹介、求人情報や職業情報の提供について、講習 会や福祉職場説明会の開催、ハローワーク出張相談等を継続して行い、マッチング機 能の強化を図ります。

また、人材定着のため就業者並びに福祉施設に対し、就職後の状況確認や相談を行い、フォローアップ機能の充実を図ります。

③母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

母子家庭等のひとり親などの自立を支援するために、北海道と帯広市から委託を受け、母子家庭等の親に対し就業に関する相談や技能習得のための講習会や就職活動に関するセミナーなどを開催します。

また、ハローワークなど関係機関と連携し、就業情報の提供など一貫した就労支援サービスを提供するとともに、雇用する側への理解と協力を求めて、ひとり親の生活安定や児童福祉の促進を図るため、地域生活や養育費に関する専門的な相談を行うなど総合的な支援を行います。

実践計画 4 権利擁護事業の充実

地域では認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分なた め、サービス資源をうまく使えない、日常の生活費の管理や財産管理ができないとい った方々が増えており、こうした方々の権利擁護の取り組みの強化が求められており、 支援策の要として成年後見制度の活用が期待されています。

しかし、高齢化の急速な進展や核家族化などにより、制度活用のための申し立て人 や成年後見人の確保が困難なケースも増加しており、これらを解決する方策として行 政による申立や市民後見人の養成などが求められています。

今後も、地域福祉の一環として昨年4月に社会福祉協議会内に開設した成年後見支 援センターを拠点とし、後見制度を始めとする権利擁護事業を推進していきます。

- 具体的な取り組み ①日常生活自立支援事業の推進
 - ②成年後見支援センター事業の充実
 - ③法人後見事業の推進
 - ④(仮)地域生活総合サポート事業の創設

【具体的な取り組み】

①日常生活自立支援事業の推進

サービスの選択や契約の意思がありながら、判断能力の低下から具体的な利用手続 きが困難であったり、金銭管理が難しいなどの人々のため、成年後見制度利用の手前 の段階で地域生活を支える事業として実施していきます。

②成年後見支援センター事業の充実

①市民後見人の養成 ②成年後見制度の周知・啓発 ③制度に関する相談や手続き 等の支援などのほか、後見実施機関として必要な事業を関連団体との連携の下実施し ていきます。

③法人後見事業の推進

第3者後見の需要が増えている中で、本会が法人後見を担うということの意義(① 組織の公共的性格や継続性 ②福祉的ニーズに対する総合的な支援が可能 ③支援 に係る関連団体とのネットワーク体制など)を踏まえ、法人後見を進めます。

④ (仮) 地域生活総合サポート事業の創設

既存の制度では、支援の難しい種々の課題の解消に向け、調査・検討を進め、切れ 目や間(はざま)のないサービス体制を提供することにより、安心した地域生活を送 れるような総合的サポート事業の創設を目指します。

実践計画 5 介護保険・障がい福祉サービスの充実

介護保険制度は、介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう 介護を社会全体で支える理念のもと創られております。

高齢者が尊厳ある生活を送るためには何よりもその人の主体性が尊重されなければ なりません。認知症やその他の障害を有していても、地域で安心してその人らしい生活 を自分の意思で送ることができるよう支援をします。

また、障害者総合支援事業においても、その人たちの心身の状態や持てる生活能力、 適性に応じ自立した生活を続けられるよう、必要な福祉サービスを提供し支援します。

地域の規範となるサービス事業者を目指し、介護支援専門員や介護職員の資質向上・ 育成に努めるとともに、ニーズに即応できる職員体制の構築に取り組みます。

- 具体的な取り組み ①訪問介護事業、居宅介護事業および重度訪問介護事業・ 移動支援事業の実施
 - ②居宅介護支援事業、介護予防支援事業の実施
 - ③認定調査業務の実施
 - 4介護実習生の受入事業の実施
 - ⑤介護予防・日常生活支援総合事業の検討および その取り組み

【具体的な取り組み】

①訪問介護事業、居宅介護事業および重度訪問介護事業・移動支援事業の実施

要介護および要支援認定を受けた高齢者に対して、住み慣れた自宅で安心して自立 した生活を維持することができるように、利用者の声を聞きながらそれぞれの状況に 応じた訪問介護計画を作成し、ケアプランに基づき専門性を活かした効果的なサービ スを実施します。

また、障害のある利用者が能力や適性に応じて、地域で安心し自立した暮らしがで きるように障害福祉サービスの提供や社会参加のための外出時の移動支援を行いま す。



②居宅介護支援事業、介護予防支援事業の実施

要介護および要支援の認定を受けた方が、介護サービスを適切に利用できるよう心身及び生活環境などの状況を勘案して、ケアプランの作成を行います。

また、日常生活を意欲的に送ることで生活能力を維持し、できる限り住み慣れた地域で自立した生活が継続できるようにケアマネジメントを提供します。

③認定調査業務の実施

高齢者が切れ目なく介護保険制度の利用ができるように帯広市や他市町村の委託 を受け、認定調査業務(更新申請)を行います。

④介護実習生の受入事業の実施

介護福祉士等の資格取得に必要な現場実習を希望する実習生を受け入れるととも に、介護等の実体験を通じた指導訓練により、地域で活動する介護職種等の人材育成 に努めます。

⑤介護予防・日常生活支援総合事業の検討およびその取り組み

介護保険法をはじめとする社会福祉にかかる各種制度改正に迅速に対応し、「地域包括ケア」の時代に即し、地域の特性に応じた新たなサービス提供体制の整備に取り組みます。

実践計画 6 地域包括支援センター機能の充実

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよ う、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健 医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として介護保険法第115 条の46に基づき設置されています。

地域住民の身近な相談窓口として、高齢者や家族からさまざまな相談を受け、必要な サービスにつなげるとともに、要介護状態への予防を継続的に行う介護予防ケアマネジ メントや高齢者の心身の状態の変化に応じた必要なサービスを利用できるよう関係機 関、職種との連携を図り支援する機関です。

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めるとともに、認知症施策の充実 や高齢者自らが日頃から健康の保持・増進や介護予防に努め生涯現役を目指して活動で きるよう社会参加と自立を促す機会の提供を進めます。

また、さまざまな相談援助に対応するためにも、職員研修や事例検討を行い職員の資 質向上に努め、機能強化を図ります。

- 具体的な取り組み(1包括的支援事業の実施(総合相談支援、権利擁護等)
 - ②認知症施策の推進
 - ③多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
 - ④生活支援・介護予防サービスの充実・強化
 - ⑤介護予防の推進
 - ⑥家族介護者支援・高齢者見守り支援の実施
 - ⑦地域包括ケアシステムの情報の発信・共有

【具体的な取り組み】

①包括的支援事業の実施 (総合相談支援、権利擁護等)

〈総合相談支援〉

地域住民が相談しやすい高齢者福祉の「ワンストップサービスの拠点」として、 担当圏域における高齢者の実態把握や総合相談を通じた保健福祉サービスの調 整など適切な相談支援を提供します。

〈権利擁護〉

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、高齢者虐待・支援困難事例への対応、消費者被害の防止や成年後見制度の活用を適切に行い支援します。

〈包括的・継続的ケアマネジメント支援〉

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員との連携やサポートを行います。また、事例検討会や研修会等を実施し、地域で活動する介護支援専門員の資質の向上に努め、ネットワークを構築します。

〈介護予防ケアマネジメント〉

高齢になっても要介護状態にならないように、介護予防事業の理解や啓発に取り組みます。また、事業への参加促進を図り、高齢者が健康でいきいきした生活を続けられるよう支援します。

②認知症施策の推進

今後増加が見込まれる認知症高齢者に対応するため、平成27年4月から認知症地域支援推進員を配置し、認知症専門担当職員と連携のもと相談支援業務に取り組みます。

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、認知症に関する一番身近な相談窓口として、認知症疾患医療センター等の専門医療機関、介護支援専門員等との連携を図りながら、認知症高齢者とその家族を支援していきます。また、地域での支援者の育成に努め、認知症施策を推進します。

③多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域住民や関係者への地域包括ケアシステムに関する理解を図るためにも、情報発信により普及啓発を促進します。

また、地域ケア会議を開催し、在宅生活を送るために支障となる地域の課題などを 住民や多様な関係機関とともに検討・協議ができるネットワークを構築します。

④生活支援・介護予防サービスの充実・強化

高齢者がより豊かな生活ができるよう、生活支援に対するニーズや社会資源を把握し、地域住民を含めた多様な主体が実施する生活支援サービス・介護予防サービスの充実・強化に努めます。

⑤介護予防の推進

高齢者がいつまでも健康でいきいきと地域社会での生活ができるように、要介護状態に陥ることを未然に防ぐ介護予防の普及啓発を図ります。

また、住民主体の介護予防活動が地域で取り組むことができるよう検討します。

⑥家族介護者支援・高齢者見守り支援の実施

在宅で高齢者を日常的に介護している家族の支援を行います。

また、社会的に孤立しがちなひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯を地域全体で 見守ることができる地域づくりを進めます。

⑦地域包括ケアシステムの情報の発信・共有

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムに関する情報を積極的に発信し、その 共有に努めます。



【基本目標 Ⅲ】 地域づくりを主体的に担う人づくり

基本計画 1 ボランティアセンター機能の充実

ボランティアセンターは、ボランティア活動を始めてみたい人と、ボランティア活動 の支援を求めている人の調整を行うとともに、ボランティア活動をしている人やグルー プの活動の拠点となることを目的に運営しています。

ボランティアセンターの機能の充実をさらに図るため、ボランティアニーズの把握や ボランティア情報の発信、ボランティアセンター運営委員会、ボランティアアドバイザ **一の活用などを行っていきます。**

また、ボランティア連絡協議会の活動が十分に行われるよう支援していきます。

- 具体的な取り組み(①ボランティアセンターの活用促進の取り組み)
 - ②ボランティア連絡協議会との連携
 - ③ボランティア登録普及促進への取り組み
 - ④ボランティアコーディネーターおよびボランティアア ドバイザー養成の強化とボランティアニーズの把握
 - ⑤ボランティア情報の発信

【具体的な取り組み】

①ボランティアセンターの活用促進の取り組み

ボランティアセンターは、「地域や社会のために何かの役に立ちたい」というボラ ンティア活動に関心のある人や、日常の生活を送るうえでボランティアの支援を必要 としている人達の「相談窓口」であり、地域住民と「つながる窓口」です。

また、現在ボランティア活動を行なっている個人・団体の「活動の拠点」でありま す。

そのため、ボランティアに関心のある市民が気軽に集えるようセンターに併設した フリーアドレスの活用を図るとともに、ボランティアセンター運営委員会から提案さ れる有効な活用策の実施や、アドバイザーの増員とコーディネーターの養成に努めて いき、センターの活用促進を図っていきます。

また、市民の皆様が多く訪れる「情報共有の場」として、カフェコーナーなどの「憩いの場」の設置など環境づくりに努めるとともに、ボランティア情報を発信していきます。

②ボランティア連絡協議会との連携

ボランティア連絡協議会と相互の連携を図り、「社協フェスタ&わいわいタウン帯 広」を共催で実施し、社協活動やボランティア活動の周知・啓発に努め、ボランティ ア活動の大きな課題となっている人材・後継者の育成を目指します。

また、ボランティアセンターのにぎわいを創出するため、「カフェコーナー」の設置運営を連携して実施します。

③ボランティア登録普及促進への取り組み

効率かつ円滑なボランティア派遣に資するため、ボランティアセンターの登録制度 の普及啓発に努めるとともに、ボランティア養成講座受講者やセンター利用者へ登録 を促して拡大を図ります。

また、ボランティア活動者の安全とボランティアの参加促進に寄与するため、ボランティアセンターに登録している団体・個人に対し、ボランティア保険掛金の半額助成を行います。

④ボランティアコーディネーターおよびボランティアアドバイザー養成の強化と ボランティアニーズの把握

ボランティアセンターの相談窓口を担うボランティアアドバイザーは、ボランティア活動の情報提供や、自らのボランティア活動の経験を活かして、相談・助言等を行なっていますが、ボランティアセンターの活用促進を図るため、前計画で目標の30人を目指します。

また、ボランティアの受け入れ調整や研修会の企画立案のほか、ボランティア実践者や地域からの相談を受け課題解決に向けての専門的な立場からの助言を行なうコーディネーターの養成に努めます。

地域の課題解決やボランティア育成のために、相談内容の分析・整理を行い、ボランティアに関するニーズ把握に努めていきます。

⑤ボランティア情報の発信

ボランティア活動の啓発に寄与するため、さまざまなボランティアグループの活動や研修会などの情報をホームページ、社協だより、チラシなどを使って発信します。



実践計画 2 子どもからシニアまでのボランティア活動者の 発掘と育成

住民意識アンケートでも、多くの方がボランティア活動に参加し、地域福祉活動に関 心を持っています。

しかし、実際にはボランティア活動に興味はあっても、必要な情報がうまく伝わって なかったり、参加するきっかけがないなど、活動に結びついていない現状があります。 第二の定年を迎える団塊の世代をはじめとする新たなボランティア層を発掘するた めに、さまざまなボランティア活動を学び、自分に合ったボランティア活動を見つけ、 体験をして活動を開始するよう、時流にあったボランティア講座を開設していきます。 また、次代を担う児童や生徒が、社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア精神 を養うことは大切なことです。

本会では、各学校におけるボランティア活動を支援し、「福祉の芽」を育むことを目 的に「ボランティアモデル校」の支援や、高齢者や障がい者への理解を深めるため、小 中学生へ高齢者・障がい者疑似体験や車椅子体験事業を実施しています。

- 具体的な取り組み ①子どもからシニアまでを対象としたボランテ ィア講座の開催
 - ②ボランティア体験事業の実施
 - ③ボランティアグループの育成
 - ④ボランティアモデル校の指定事業の推進
 - ⑤福祉教育の推進
 - ⑥福祉体験学習出前講座の実施
 - ⑦有償ボランティア事業の検討
 - ⑧ボランティアアドバイザー養成講座の開設
 - 9ボランティア活動への参加支援
 - ⑩ボランティア研修会への参加支援
 - ⑪広域ボランティア活動の推進

【具体的な取り組み】

①子どもからシニアまでを対象としたボランティア講座の開催

幅広い世代を対象として、ボランティア活動を促進するための基礎的講座を始め、 多様化・専門化しつつあるボランティア実践者の需要に即応する講座などを開設し、 子どもからシニアまでのあらゆる世代によるボランティア活動の増進を図ります。

②ボランティア体験事業の実施

ボランティアの底辺拡大と活動の理解促進を図るため、社会福祉施設と連携を取って体験講座を実施します。

また、学校内にとどまらず、地域に出てボランティア活動に取り組もうとする中・ 高校生や青少年に対し、ボランティアを考えるきっかけづくりとして社会福祉施設で の介護体験等の機会を提供するなど支援を行っていきます。

③ボランティアグループの育成

ボランティア養成講座の受講者などに対し、新規ボランティアの登録を促すととも に、ボランティアグループの設立を働きかけます。

また、各ボランティアグループへボランティアニーズなどの情報を発信するなどして支援・育成に努めます。

④ボランティアモデル校の指定事業の推進

学校教育の場において、児童・生徒のボランティア活動への理解や参加を促進し、活動の普及を図るため、市内小中学校・高校を対象にモデル校を指定し、実施事業に対する助成および指導・助言を行い、青少年のボランティア活動への取り組みを促します。

なお、小中学校・高校の未実施校へ働きかけ、全校実施へ取り組んでいきます。

⑤福祉教育の推進

小中学生及び高校生を対象として、「総合的な学習の時間」を活用し、福祉教育の提供を行うとともに、地域交流サロンや福祉体験等を推進することにより、社会福祉とボランティア活動への理解と関心が高められ、社会連帯の精神や支え合いの心が養なわれるため、福祉教育の促進を図るとともに、家庭や地域住民に対する理解促進に努めます。

⑥福祉体験学習出前講座の実施

市内の小中高生の児童生徒を対象に、福祉講話や高齢者疑似体験、車椅子体験などを通じて、障がい者や高齢者に対する知識と理解を深めることで、思いやりの心を育み、ひいてはいじめのない社会に向けての人権教育にもつながるよう、福祉教育出前講座を実施します。



▲小学生対象の講座

(7)有償ボランティア事業の検討

帯広市は、平成29年4月までに新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行する計画を策定しています。移行に向けた準備として、専門的なサービスに加え、健康な高齢者を含む地域住民や NPO など多様な主体による新たなサービスの提供について検討を行い、要支援認定者に必要なサービス及びその提供体制の整備を図るとしています。

この事業や住民参加型在宅福祉サービスなどを担うボランティア団体・個人に対して、対象者の該当範囲や活動内容など有償ボランティアに向けての調査・研究をしてまいります。

⑧ボランティアアドバイザー養成講座の開設

ボランティア活動の普及・育成を担い、ボランティア活動への情報提供や助言を行ない支援する人材の養成を図り、ボランティア活動のリーダー的存在となるよう必要な知識及び技術を学ぶ講座を開催し人材の育成に努めます。

⑨ボランティア活動への参加支援

ボランティア活動参加へ参加しやすい環境ときっかけづくりとして、ボランティア活動やボランティアグループなどの情報を提供するほか、社会福祉施設等と連携して体験事業などに取り組みます。

⑪ボランティア研修会への参加支援

ボランティア活動実践者のための全道規模あるいは管内規模の研修会等への参加にかかる経費を助成し、参加者の負担を軽減することで参加促進を図ります。

⑪広域ボランティア活動の推進

「とかちボランティアプラザ推進委員会」に参画して管内町村社協と広域的連携を

促進するとともに交流や研修を通じてボランティアの資質向上とネットワーク強化に努めます。また、広域的ボランティア活動の具体的な推進方策について、管内関係者や道社協十勝地区事務所などと検討していきます。



▲十勝管内のボランティア活動者の研修・交流の場「ボランティアミニ愛ランド 2014 in たいき」

実践計画 3 災害時要援護者支援体制の整備

近年、災害時に一人での避難が困難な障がいのある人や高齢者などに対する支援が地 域の課題となっています。

「おびひろ避難支援プラン」に基づき、連合町内会を単位として 25 地区に自主防災 組織が結成され取り組みが進んでいますが、高齢化や町内会加入率の低下、個人情報保 護の面からも住民情報の把握が難しい状況になっています。

本会は、大規模災害に備え、平常時から帯広市や関係団体との連携が必要なことから、 帯広市防災会議や災害ボランティアの活動環境の整備に関する検討会へ参加をして、災 害ボランティアセンターの開設に向けて取り組んできました。

今後も引き続き、帯広市や関係団体との連携・協力に努めるとともに、本会の大規模 災害における役割を明確にして、災害時要援護者支援にあたっていく必要があります。

また、災害ボランティアの普及啓発を図り個人や団体の登録に努め、平常時の研修等 を行っていくことが重要です。

- 具体的な取り組み(①帯広市防災会議等への参画
 - ②災害ボランティア活動の普及・啓発
 - ③災害ボランティアの育成と登録促進
 - ④災害ボランティアセンターの設置・運営への取り組み
 - ⑤防災資機材等の整備

【具体的な取り組み】

①帯広市防災会議等への参画

大規模災害が発生したときに備え、帯広市等が主催する会議等に参画し、災害応急 対策を迅速かつ的確に実施するよう関係団体と連携を図ります。

②災害ボランティア活動の普及・啓発

帯広市や関係団体と連携しながら、災害ボランティア活動について理解促進を図る ため普及・啓発を進めます。

③災害ボランティアの育成と登録促進

平常時の災害ボランティア登録及び研修制度について、帯広市と連携して協議をす すめ、災害ボランティア活動者等の育成に努めます。

④災害ボランティアセンターの設置・運営への取り組み

災害時の災害ボランティアセンター設置・運営へ向けて帯広市と連携して検討していきます。

また、災害ボランティアセンター運営マニュアル作成にも取り組んでいきます。

⑤防災資機材等の整備

災害発生時に備え、災害ボランティアセンターの設置を想定して必要な資機材等を 整備します。



▲災害ボランティア活動者による炊き出し訓練

【基本目標 IV】 課題に柔軟に対応し、 解決していくための組織づくり

本会は、公益性の高い非営利の福祉団体として、かつ地域福祉推進の担い手としそ の中心的役割を果たしてきました。

一方、介護保険事業をはじめ、法人後見を含めた権利擁護関連事業など社会環境の 変貌に応えたさらなる事業拡大を必要としています。

同時に、今後も本会をめぐる経営環境の変化に的確に対応していくとともに、合理 的な組織体制を確立し、地域福祉を推進する中核組織として、専門性を発揮しやすい 職場環境を整えます。

実践計画 1 地域福祉推進のための組織の構築

公共性の高い非営利・民間福祉団体として、また、サービス事業者として 安定的な運営を維持しながら、地域福祉の推進役にふさわしい組織体制の構 築に努めます。

- 具体的な取り組み ①帯広市グリーンプラザの管理運営
 - ②各種組織運営会議の積極的な活用
 - ③適切な人事・労務管理の取り組み
 - 4)効率的な組織体制の構築

【具体的な取り組み】

①帯広市グリーンプラザの管理運営

平成 18 年度からの帯広市の指定管理者として帯広市グリーンプラザの効率的利用 促進に努めるとともに、帯広市の地域福祉の拠点として、利用者が活発に活動できる よう運営の充実強化に努めていきます。

また、利用団体との定期的な意見交換の実施と館内の維持管理に携わる委託業者と の定期的な情報交換を実施していきます。

②各種組織運営会議の積極的な活用

安定した事業経営や業務の円滑な執行に資するため、適宜、正副会長会議、理事会、 評議員会、各種部会を開催するほか、ボランティアセンター運営委員会など各種会議 への積極的な参画と活用を図ります。

③適切な人事・労務管理の取り組み

本会の組織内部の活性化を図るため、適材適所の職員配置と業務の多様化や専門性に即した雇用のあり方などについて長期的展望に立って検討します。

また、職員の健康管理など職場環境整備の充実を図ります。

④効率的な組織体制の構築

効率的な事務処理体制と経営に見合った組織体制の構築に向け、現執行体制の見直 しを図るとともに、定期的な事務事業評価や事務事業の見直しなどを行い、業務の簡 素化や能率化を進めていきます。

実践計画 2 社協の住民理解の促進

本会の実施する各種事業や住民にとって有益な情報提供を通じて、広く社会福祉協議会の周知に努めるとともに、より身近な存在となりうるように、援助を必要とする人や福祉活動に興味のある人などに広く周知を行い、社協の住民理解の促進を図ります。

具体的な取り組み ①地域福祉実践計画の周知啓発

②社協事業等広報活動の取り組み強化

【具体的な取り組み】

①地域福祉実践計画の周知啓発

地域住民が解りやすいようにダイジェスト版などを作成し、公共施設等へ配布する とともに、社協だよりやホームページへも掲載し、広く周知し社協活動等の理解に努 めます。

② 対協事業等広報活動の取り組み強化

本会事業等の広報については、地域住民に情報発信し理解を図るために発行している広報紙「社協だより」やホームページ並びにブログを活用して開催内容等の情報を発信するとともに、チラシ等の公共施設等への配布や地域交流サロン等を活用した事業の口コミなど、より一層の周知啓発の強化を図っていきます。

実践計画 3 自主財源の安定的確保

安定運営に資する自主財源確保のため、会員加入の促進及び愛情銀行への寄附金の増 加並びに共同募金運動への協力を進めるとともに、社協事業の積極的な周知啓発を図り ます。

- 具体的な取り組み ①会員会費制度への理解と加入促進への取り組み
 - ②愛情銀行事業の理解促進と寄附金の増嵩
 - ③共同募金制度の理解促進と募金額の増への取り組み
 - ④自主財源確保のための収益事業の取り組み

【具体的な取り組み】

(1)会員会費制度への理解と加入促進への取り組み

本会業務の安定化に資するため、会員拡大のための社協事業の周知と理解に努め、 広報紙やホームページなどによる新規加入促進を図っていきます。

また、企業の社会貢献活動の一環としての地域福祉事業の参画の一端を担うべく、 社協業務の理解を広めていきます。

②愛情銀行事業の理解促進と寄附金の増嵩

地域住民や団体・企業からの善意による金銭および物品の預託を受け、預託者の意 向に沿った活用に努め、関係施設や団体に払出をするとともに、本会事業を通じて地 域福祉の充実に活用し、地域への還元を図ります。

こういった愛情銀行の趣旨や制度等の周知を図り、住民の理解促進と寄附金増嵩に 努めていきます。

③共同募金制度の理解促進と募金額の増への取り組み

10月からの赤い羽根共同募金運動と12月からの歳末たすけあい運動を支援し、募 金増額に繋がるよう共同募金を財源とする各種事業の PR と活用方法を積極的に周知 していくとともに、募金運動の主旨に適した事業に充当していきます。

④自主財源確保のための収益事業の取り組み

会員会費制度と連動して、広報紙への広告やホームページへのバナー広告など企業 広告掲載を自主財源の安定的確保として強化していきます。

実践計画 4 役職員の資質向上と法令順守の徹底

地域福祉を推進する中核的な団体として、かつ、地域住民から信頼される組織として、 常に自立した法人運営、財務、専門職の確保、リスクマネジメントへの取り組みなどを 強化した事業経営体制の確立に努めます。

具体的な取り組み ①職場研修の充実

- ②理事会・評議員会の役割の明確化と機能強化
- ③法令遵守・リスクマネジメントへの取り組み
- ④資格取得促進による専門職の確保と養成

【具体的な取り組み】

①職場研修の充実

初任者や経験年数に応じた職場研修、メンタルヘルスなど職場環境改善に向けた職 場研修の充実を図ります。

②理事会・評議員会の役割の明確化と機能強化

社協事業推進の執行決議機関・議決機関である理事会・評議員会と事務局との連携 を密にするとともに、道社協の開催する理事・評議員を対象とした役職員研修等参加 への充実を図ります。

また、外部講師を招いての研修などを企画し、一層の理事会・評議員会の機能強化 に努めます。

③法令遵守・リスクマネジメントへの取り組み

社会的責任と公的使命を認識し、社会規範に沿った責任体制の確立に努めます。 また、日常の業務を点検し、何が課題なのか、何が不足しているのかなどを職場間 で協議するとともに、業務上のヒヤリハットやアクシデントの内容を職員会議などで 話し合い、あらゆる経営的リスクを最小限にし、健全な業務運営に取り組みます。

④資格取得促進による専門職の確保と養成

業務の多様性や専門性に即した業務に円滑に対応できるよう、職員への各種資格取 得を勧めるとともに、各種講習会や資格取得に向けた職場環境を整え、質の高い専門 職の確保に努めます。

第V章 プランの推進

1 推進体制の概要

このプランに盛り込まれた施策を総合的かつ計画的に推進していくためには、帯広市を始め、福祉団体、ボランティア団体、福祉施設、民生委員児童委員連盟、町内会など市内のあらゆる関係機関と連携・協働を図りながら実施していきます。

計画の進行管理にあっては、計画・実施・評価及び改善(PDCAサイクル)を取り入れ、本会理事会に報告し、計画の進行管理を行います。

2 計画の周知

この計画を市民に広く周知し、社協事業の理解促進を図るために、本会のホームページや社協だよりでこの計画を公表するとともに、ダイジェスト版等を作成し公共施設等に配付します。

3 計画の進行管理と評価

この計画の進行管理にあたっては、計画・実施・評価及び改善の(PDCAサイクル)により事業を展開し、その実施状況を把握した上で、結果を分析し、事業の評価を行います。

この結果、明らかになった課題については解決に向けた見直しをおこなう必要が生じます。

地域における課題や住民のニーズは、時間とともに変化したり、事業を実施する中で新たな課題やニーズが発生することもありますので、計画は定期的に評価し見直すことが求められます。

そのため、毎年、年度の早い時期に事業の評価を実施し、その結果、新たな事業の 実施や事業の拡充に伴う経費を見込む必要がある場合は、予算編成までに事業企画の 立案検討を行い、次年度予算に反映していきます。

参考資料

1 おびひろ地域福祉実践プラン(第5期帯広市地域福祉実践計画)実施計画一覧

| | H31 | I | I | 3回 | 2町内会 | 18,160人 | 16.5% | 23,180件 | 1,370千円 | 2,000人 | 19.67人 | 182人 | 170件 | 3回/年 | 3件 | 52回 | 2回 | 2回 | <u> </u> | 111件 | 3件 | 17件 | 7世帯 | 4世帯 | 20年瑞 | 80人 | 20人 | 650件 | 26人 | 30人 | 丫09 | 実施 | 2,640/# | 2,152件 | 243件 | γ9 |
|----------|--------|---------------------------|---------------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------|--------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------------|-------------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------|---|---------------------|-----------------------------------|---------------------------|------------------------|--------------------|---------------------|--------------------------|---------|--------------------------|------------------------------|-------------------------|-----------------------|-------|---------------------|-----------------------|-----------------|--------------------------|---|----------------------------|---|---------------------|
| | H30 | 実施 | I | 3回 | 2町内会 | 17,510人 | 16.2% | 22,500件 | 1,324千円 | 1,980人 | 19.22人 | 178人 | 169件 | 3回/年 | 3件 | 48回 | 2回 | 2回 | 回 | 108件 | 2件 | 16件 | 柴井9 | 4世帯 | 48世帯 | 丫08 | 18人 | 600件 | 48人 | Y08 | 丫09 | 実施 | 2,640件 | 2,152件 | 243件 | 丫9 |
| 日標値 | H29 | I | 体制整備 | 3回 | 2町内会 | 16,860人 | 16.0% | 21,850件 | 1,278千円 | 1,960人 | 18.79人 | 173人 | 168件 | 3回/年 | 3件 | 44回 | 2回 | 2回 | 10 | 104件 | 2件 | 16件 | 5世帯 | ₩∓1 | 46世帯 | 丫08 | 18人 | 550件 | 41人 | Y08 | 407 | 一部実施 | 2,640件 | 2,152件 | 243件 | 丫9 |
| | H28 | 1 | 調査 | 3回 | 2町内会 | 16,210人 | 15.8% | 21,220件 | 1,232千円 | 1,940人 | 18.36人 | 169人 | 166件 | 3回/年 | 3件 | 40回 | 2回 | 2回 | <u>-</u> | 100件 | 2件 | 15件 | 4世帯 | 4世帯 | 45世帯 | 子08 | 18人 | 500件 | 35人 | 30丫 | 30丫 | 調査・検討 | 3,270件 | 2,152件 | 243件 | 丫9 |
| | H27 | I | 検討 | 3回 | 2町内会 | 15,560人 | 15.6% | 20,600件 | 1,187千円 | 1,920人 | 17.93人 | 164人 | 165件 | 3回/年 | 検討 | 36回 | 2回 | 2回 | 回 | 496 | 2件 | 15件 | 7世帯 | 4世帯 | 43世帯 | 丫08 | 18人 | 450件 | 30人 | 707 | 707 | 調查·検討 | 3,270件 | 2,152件 | 243件 | 丫9 |
| 某進値 | H26 | 実施 | I | 回 8 | 0町内会 | 14,911人 | 15.4% | 20,028件 | 1,141千円 | 1,900人 | 17.5人 | 160人 | 164件 | I | I | 32回 | 2回 | 回 | <u>=</u> | 92件 | 2件 | 14件 | 柴井9 | 4世帯 | 41世帯 | 子08 | 18人 | 404件 | 21人 | 41人 | 24 | 1 | 3,270件 | 2,152件 | 243件 | 丫9 |
| <u> </u> | 成果指標 | 福祉に関する意識調査の実施 | 障がい者余暇活動支援事業(1事業当たり) の参加者数 | 町内会等との懇談会実施回数 | 年間指定町内会数 | 全交流サロンへの延参加者数 | 独居高齡者参加率 | 友愛活動件数 | 助成額 | 来場者数 | 障がい者余暇活動支援事業(1事業当たり) の参加者数 | 障がい者社会貢献活動の参加者数 | 各種機材の貸出件数 | 連合町内会等との意見交換会及び福祉活動 研修会数 | 相談業務等を通じて得た地域の福祉 ニーズの解決数 | ブログ・新着情報の年間の更新回数 | 帯広市虐待ネットワーク会議への参加回数 (高齢者・障がい者) | 社協だよりへの掲載 | 帯広市きづきネットワークに関する会議への参加 | 貸付件数 | 貸付件数 | 貸付件数 | 世帯数 | 世帯数 | 世帯数 | 定員に対する在籍者数 | 就職決定者数 | 相談延件数 | 日常生活自立支援事業利用者数 | 市民後見人養成研修修了者数 | 法人後見受任数 | 地域生活総合サポート事業の創設 | 延ベサービス利用者数 | ケアプラン作成件数(居宅介護支援) | 認定調査実施件数 | 実習生受け入れ人数 |
| | 主な取り組み | 1-1-1 住民に対する福祉に関する意識調査の実施 | 1-1-2 社協実施事業からのニーズ把握の推進 | 1-1-3 福祉関係団体との定期的な意見交換会の実施 | 1-2-1 小地域ネットワーク活動推進事業への支援 | 1-2-2 地域交流サロン事業への支援 | 1-2-3 いきいき交流会事業の実施 | 1-2-4 帯広市老人クラブ連合会との連携 | 1-3-1 地域福祉活動助成事業の促進 | 1-3-2 「社協フェスタ&わいわいタウン帯広」の開催 | 1-3-3 障がい者社会参加促進事業の推進 | 1-3-4 障がい者週間記念事業の促進 | 1-3-5 福祉機材等の貸出事業の実施 | 1-3-6 地域と連携した活動を行うための調査・研究 | 2-1-1 相談体制の確立によるニーズの明確化と課題解決のための システムづくり | 2-1-2 わかりやすい福祉情報の提供 | 2-1-3 高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議への参画 | 2-1-4 振り込め詐欺等の被害防止関係情報の発信 | 2-1-5 きづきネットワークへの参画 | 2-2-1 福祉資金の貸付事業の実施 | 2-2-2 生活福祉資金貸付事業の促進 | 2-2-3 季節労働者等生活資金の貸付事業の実施 | 合付事業の実施 | 2-2-5 災害被災世帯への援護金支給事業の実施 | 2-2-6 要援護世帯への冬期プロパンガス割引事業の実施 | 2-3-1 幼児ことばの教室管理運営事業の実施 | 2-3-2 福祉人材バンクの運営事業の促進 | 2-3-3 | 2-4-1 日常生活自立支援事業の推進 | 2-4-2 成年後見支援センター事業の充実 | 2-4-3 法人後見事業の推進 | 2-4-4 (仮)地域生活総合サポート事業の創設 | 2-5-1 訪問介護事業、居宅介護事業及び重度訪問介護事業・移動 支援事業の実施 | 2-5-2 居宅介護支援事業、介護予防支援事業の実施 | 2-5-3 認定調査業務の実施 | 2-5-4 介護実習牛の受入事業の実施 |
| 1 | 実践計画 | | 多様な方法による安定・ 継続した住民ニーズの把 | | 1-2 | _ | 心していきいきと生活で | | | • | 1-3 地域福祉活動の充実と | い者の社会参加の | 促進 | | 1 | 相談機能強化による潜 | 在的ニーズ把握と支援体 制の確立 | | | | 2-2 | tでの自立生活を促 | | | | | 地域に密着した自立支援 | 体制の確立 | . 7 | | 権利擁護事業の充実 | | | | / 既保の 序が 間で けんしょく かんしょく かんしょく かんきん かんきん しょく | |
| | | 1 | | 过户 | 6 | 黙は | 盟士 | 変る | | | グ く 共 有 | <u></u> د: | | 業 代 | .,, | , | | <u>Н</u> Ш | ۱ ک | _ | | | .ν.∈ | \$ ₩ | 川 | | | | ν± | | | , Ę | 进形_ | | | |

| - <u></u> | | | への事業化の見込み)。 | | | | | | |
|---------------|--|---|--------------------------------------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ક ૯ | | | 5件数 | 3,296人 | 3,300件 | 3,325件 | 3,350件 | 3,375件 | 3,400件 |
| 3 ₹ | | 認知症施策の推進 | 認知症サポーク養成講座実施回数 | 回9 | 回9 | 回9 | 回9 | 回9 | 回9 |
| £ 7 | 2_6 | 2-6-3 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 | 地域ケア会議の開催 | 1回 | 回8 | 回8 | 10回 | 10回 | 12回 |
| か | —糠 | 2-6-4 生活支援・介護予防サービスの充実・強化 | 研究会事務局・研究会への参加協力 | ı | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| ~ | 能の充実 | 2-6-5 介護予防の推進 | 介護予防教室への参加者数 | 233人 | 240人 | 240人 | 240人 | 240人 | 240人 |
| ン | | 2-6-6 家族介護者支援・高齢者見守り支援の実施 | 家族介護者リフレッシュ事業回数 | 2回 | 5回 | 回Z | 回7 | 2回 | 2回 |
| | | 2-6-7 地域包括ケアシステムの情報の発信・共有 | 居宅介護支援事業所等の介護支援専門員 向けの研修会による情報の発信 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 米施 |
| | | 3-1-1 ボランティアセンター活用促進の取り組み | センター利用者数 | 3,643人 | 3,720人 | 3,797人 | 3,874人 | 3,951人 | 4,030人 |
| | | 3-1-2 ボランティア連絡協議会との連携 | 「社協フェスタ&わいわいタウン帯広」への来場者数 | 1,900人 | 1,920人 | 1,940人 | 1,960人 | 1,980人 | 2,000人 |
| | | 3-1-3 ボランティア登録普及促進への取り組み | ボランティアセンターの登録伸び率(個人・団体) | %0:0 | 7.4% | 14.8% | 22.2% | 89.62 | 37.0% |
| င | の充実 | 3-1-4 ボランティアコーディネーターおよびボランティアアドバイザー 3-1-4 養成の強化とボランティアニーズの把握 | アドバイザー数 | 13人 | 16人 | 20人 | 23人 | 26人 | 30人 |
| 君 | | 3-1-5 ボランティア情報の発信 | 社協だよりによるボランティアグループの紹介回数 | 3回 | 3回 | 旦9 | 回6 | 12回 | 15回 |
| 資 | | 3-2-1 子どもからシニアまでを対象としたボランティア講座の開催 | 1回当たり参加者数 | 15.8人 | 17.4人 | 19.0人 | 20.6人 | 22.2人 | 24.0人 |
| で、 | | 3-2-2 ボランティア体験事業の実施 | 1回当たり参加者数 | 10人 | 12人 | 14人 | 丫91 | 18人 | 20人 |
| ✓ <u>-</u> | | 3-2-3 ボランティアグループの育成 | ボランティア養成講座延参加者数 | 79人 | 87人 | 95人 | 103人 | 111人 | 120人 |
| ンを | | 3-2-4 ボランティアモデル校の指定事業の実施 | ボランティアモデル校新規校(1年目)数 | 5校 | 10松 | 15校 | 20校 | 25校 | 30校 |
| | | 3-2-5 福祉教育の推進 | 福祉体験出前講座校数 | 7校 | 11校 | 22校 | 33校 | 44校 | 55校 |
| | 」この2つファイン ボーン・サイン・ボーン・アイン・ボーン・アン・ボー 対象 | 3-2-6 福祉体験学習出前講座の実施 | 福祉体験出前講座校数 | 7校 | 11校 | 22校 | 33校 | 44校 | 55校 |
| | | 3-2-7 有償ボランティア事業等の検討 | 有償ボランティア事業等の報告 | ı | I | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| | | 3-2-8 ボランティアアドバイザー養成講座の開設 | 講座の参加者数 | 10人 | 14人 | 18人 | 22人 | 26人 | 30人 |
| i v | | 3-2-9 ボランティア活動への参加支援 | 参加者数 | 10人 | 12人 | 14人 | 丫91 | 18人 | 20人 |
| ≺' | | 3-2-10 ボランティア研修会等への参加支援 | ボランティア愛ランドの参加者数 | 18人 | 707 | 777 | 747 | 797 | 27人 |
| ۴٠, | | 3-2-11 広域ボランティア活動の推進 | ミニ愛ランドの参加者数 | 502人 | 200个 | 子009 | 子009 | 200人 | 200人 |
| √ = | | 3-3-1 帯広市防災会議等への参画 | 会議等への参画率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| <u>ه</u> | | 3-3-2 災害ボランティア活動の普及・啓発 | 災害ボランティア登録者数 | 11人 | 19人 | 777 | 35人 | 43人 | 51人 |
| | 火舌时安抜張白又抜14 割(7)整備 | 3-3-3 災害ボランティアの育成と登録促進 | 災害ボランティア登録者数 | 11人 | 19人 | 777 | 丫98 | 43人 | 51人 |
| | | 3-3-4 災害ボランティアセンターの設置・運営への取り組み | 災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成 | I | 実施 | I | I | ı | I |
| | | 3-3-5 防災資機材等の整備 | 防災資機材等の整備 | I | ı | ı | i | ı | ı |
| 4 | | 4-1-1 帯広市グリーンプラザの管理運営 | 利用人数 | 157,000人 | 157,000人 | 丫000'251 | 丫000'251 | 157,000人 | 157,000人 |
| - | | | 会議開催数 | 12回 | 14回 | 14回 | 14回 | 14回 | 14回 |
| | 組織の構築 | 4-1-3 適切な人事・労務管理の実施 | 適切な職員配置の実施 | 1 | ı | 1 | ı | ı | Ì |
| 型し | | 4-1-4 効率的な組織体制の構築 | 事務事業評価の実施 | 1 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 |
| イ本 | 4-2 | 4-2-1 地域福祉実践計画の周知啓発 | ダイジェスト版の作成 | ı | 作成 | 1 | I | ı | Ì |
| ら 数 | | 4-2-2 社協事業等広報活動の取り組み強化 | QRコードの掲載 | ı | ı | 実施 | I | I | I |
| 9 | | 4-3-1 会員会費制度への理解と加入促進への取り組み | 会員数 | 1,307件 | 1,345件 | 1,383件 | 1,421件 | 1,459件 | 1,497件 |
| 衣· 架: | | 4-3-2 愛情銀行の理解促進と寄附金の増嵩 | 客附金額 | 4,408,171円 | 増加 | 增加 | 增加 | 増加 | 増加 |
| 類/ ビ | 自主財源の安定的確保 | 4-3-3 共同募金制度の理解促進と募金額の増への取り組み | 社協への助成額 | 4,685,167円 | 増加 | 叫鼾 | 叫鼾 | 増加 | 增加 |
| ر ار | | 4-3-4 自主財源となる収益事業の実施 | 自動販売機手数料収入額 | 49,182円 | 50,166円 | 51,150円 | 52,134円 | 53,118円 | 54,100円 |
| り解 | | 4-4-1 職場研修の充実 | 職員研修回数 | 回0 | 1回 | 回 | 回Ⅰ | 1回 | 1回 |
| 水 | | 4-4-2 理事会・評議員会の役割りの明確化と機能強化 | 役員研修回数 | 1回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 |
| ۱ر | 文職員の負責 デューデー 会連中の徹底 | 4-4-3 法令遵守・リスクマネジメントへの取り組み | 職員会議におけるリスクマネジメントの協議・確認 | 1 | ı | 1 | 1 | ı | l |
| رًا | | 4-4-4 資格取得促進による専門職の確保と養成 | 各種講習会・研修会への参加人数 | 167人 | 174人 | 181人 | 188人 | 195人 | 200人 |
| | | | | | | | | | |

2 第5期帯広市地域福祉実践計画策定までの経過

(1)関係団体との意見交換経過

| 団体名・開催日・場所 | 主な意見 |
|---|---|
| ◆帯広市老人クラブ連合会 〇期日:平成27年3月10日(火) 〇場所:帯広市グリーンプラザ | 〇各種事業の情報発信や周知の強化を願う。 |
| ◆帯広市町内会連合会 〇期日:平成27年3月11日(水) 〇場所:帯広市役所 | ○社協の事業の周知を図ることが大事。 ○見守りネットワークをつくった。社協に連絡した場合、社協はすぐ動く組織であって欲しい。 ○満足度が低いのは市民が知らないから。 ○町内会と社協は密に連携する必要がある。今後の話し合いが大事。 ○町内会活動も変わらなければと思うが、特にサロン活動などが町内会単位でできるようになれば良いと思う。そういう取り組みの推進を社協にと思う。 ○サロン事業を町内会に働きかけることも大事。町内会のリーダーを育てることと、場所が問題である。空き家を活用できるようにとの声もある。空き家を活用できるようにとの声もある。 ○社協だよりは硬い感じがする。わかりやすく。回数の増も検討してはどうか。 |
| ◆帯広ボランティア連絡協議会 ○期日:平成 27 年 3 月 11 日(水) ○場所:帯広市グリーンプラザ | ○ボランティアセンター運営委員会の活動の中身が見えていない中、どんなものを足場に活動するのか見えてこない。○ A評価がないことと、これだけ多くの事業を執行できるのか。また、職員が喜んであるいは熱意の伝わる仕事になっているのか、検証する必要もあるのでは。 |
| ◆帯広市障害団体 ・帯広市手をつなぐ育成会 ・帯広ろう者協会 ・帯広市身体障害者福祉協会 ・帯広肢体不自由児者こまどり父 母の会 ○期日:平成27年3月16日(月) ○場所:帯広市グリーンプラザ | ○事業にボリュームはあるが、社協の守備範囲を考えると当然かなと思う。○周知度が各事業低いので、今後の取り組みの強化を願う。○障害者差別解消法の周知を計画に盛り込んでは。 |

(2) 第5期帯広市地域福祉実践計画策定委員会 審議経過

| 回 | 開催日・場所 | 内 容 |
|-----|-------------------------|--------------------------|
| | | 1. 委嘱状交付 |
| | | 2. 委員紹介•事務局紹介 |
| | | 3. 委員長・副委員長選出 |
| | | 4. プラン策定にかかるこれまでの経過報告 |
| | 〇期日:平成27年3月6日(金) | 5.アンケート調査結果について報告 |
| 第1回 | | ○住民意識アンケート調査結果≪概要版≫ |
| | 〇場所:帯広市グリーンプラザ | 〇プラン実践項目(事業)に関する意識調査結果 |
| | | ≪概要版≫ |
| | | ○実践項目(実施事業)評価報告≪概要≫ |
| | | 6. 第5期帯広市地域福祉実践計画事業体系(原原 |
| | | 案)について協議 |
| | | 1. 経過報告 |
| | | 〇第1回第5期帯広市地域福祉実践計画策定委 |
| | 〇期日:平成 27 年 3 月 25 日(金) | 員会アンケート調査結果報告及び第5期計画 |
| 第2回 | | 事業体系等について |
| | 〇場所:帯広市グリーンプラザ | 〇団体意見交換について |
| | | 2. 第5期帯広市地域福祉実践計画(原案)につい |
| | | て協議 |

3 第5期帯広市地域福祉実践計画策定委員会 委員名簿

| 氏 | 名 | 理事·評議員 | 選任分野 | 選出所属等 |
|----|----|--------|---------------|------------------------------------|
| 久保 | 紀子 | 理事 | 市民活動・学識経験者 | 地域交流サロン 代表 |
| 眞田 | 清 | 理事 | 学識経験者・福祉事業者 | NPO 法人肢体不自由者サポートセンター ぽてとハウス 理事長 |
| 杉野 | 全由 | 理事 | 当事者団体・福祉事業者 | 帯広市社会福祉施設連絡協議会 会長 |
| 鈴木 | 敏市 | 理事 | 当事者団体 | 帯広市老人クラブ連合会 会長 |
| 山本 | 勝弘 | 理事 | 市民活動・ボランティア団体 | 帯広ボランティア連絡協議会 会長 |
| 久保 | 竹雄 | 理事 | 町内会 | 帯広市町内会連合会 副会長 |
| 吉村 | 典子 | 理事 | 学識経験者 | 帯広大谷短期大学 名誉教授 |
| 細野 | 馨 | 評議員 | 民生委員児童委員 | 北海道民生委員児童委員連盟帯広支部 副支部長 |
| 池山 | 廣美 | 評議員 | 当事者団体・福祉事業者 | 帯広市つくし会 会長 |
| 千葉 | 養子 | 評議員 | 市民活動・ボランティア団体 | 帯広 NP028 サポートセンター理事長 |

4 第5期帯広市地域福祉実践計画策定委員会 設置要領

- 1 目 的 社会福祉法人帯広市社会福祉協議会の第5期帯広市地域福祉実践計画の策定 に関し広く市民からの意見・提言などを求め、計画に反映させることを目的と して、第5期地域福祉実践計画策定委員会(以下「策定委員会」という)を設 置する。
- 2 業 務 策定委員会は、第4期帯広市地域福祉実践計画の総括を踏まえ、第2期帯広 市地域福祉計画との整合性を図りながら、平成27年度から5ヶ年間の帯広市 社会福祉協議会の事業の指針となる「第5期帯広市地域福祉実践計画」を策定 するものとする。

3 委員構成

- ①策定委員会は、委員10名以内をもって構成する。
- ②委員は、帯広市社会福祉協議会からの理事・評議員の中から、以下に掲げる 分野を考慮しつつ選任し、会長が委嘱する。
 - ○学識経験者 ○町内会 ○民生委員児童委員 ○当事者団体・福祉事業者 ○市民活動・ボランティア団体
- ③策定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。
- ④策定委員会は、委員長が招集する。
- ⑤委員長は、議長として会議を主宰する。
- 4 任 期 委員の任期は、委嘱日より平成27年3月31日までとする。
- 5 庶 務 委員会の庶務は、社会福祉法人帯広市社会福祉協議会総務課が行う。
- 6 補 則 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は 委員長が定めるものとする。
 - 附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

5 社会福祉法(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、 社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域 における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の 公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社 会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者 が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと ができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条社 会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会 福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する 体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な 各般の措置を講じなければならない。

第6章 社会福祉法人 第1節 通 則

(経営の原則)

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、 効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供す る福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

第8章 福祉サービスの適切な利用 第2節 福祉サービスの利用の援助等

(福祉サービス利用援助事業の実施に当たつての配慮)

第80条 福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たつては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならない。

第10章 地域福祉の推進

第1節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

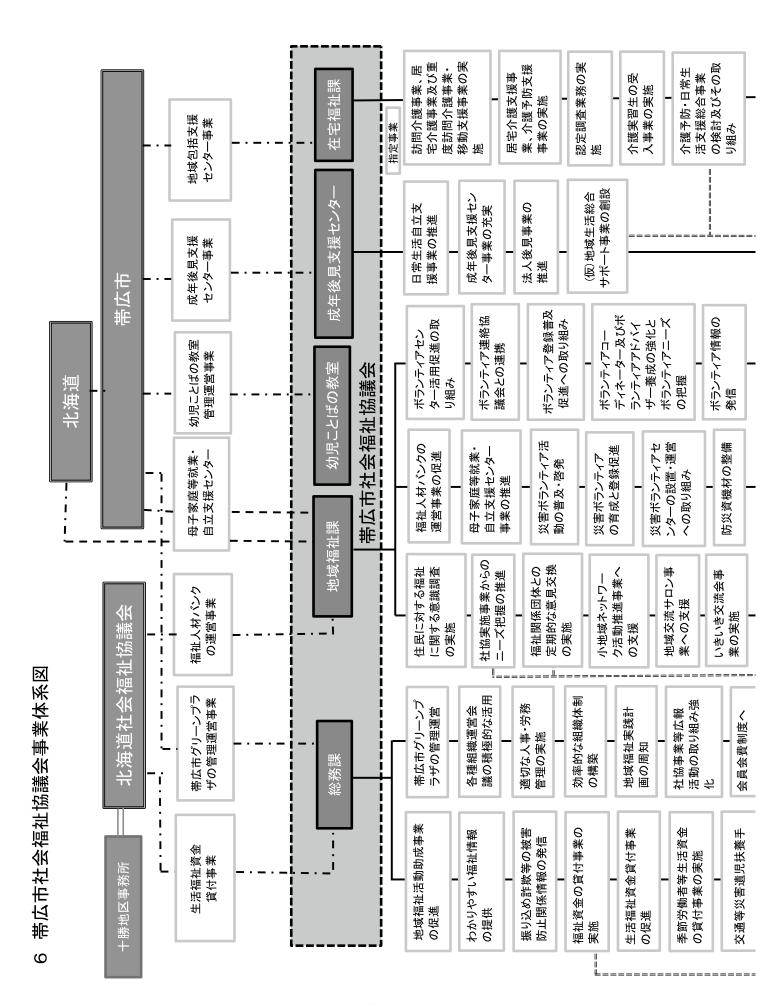
- 第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。
 - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

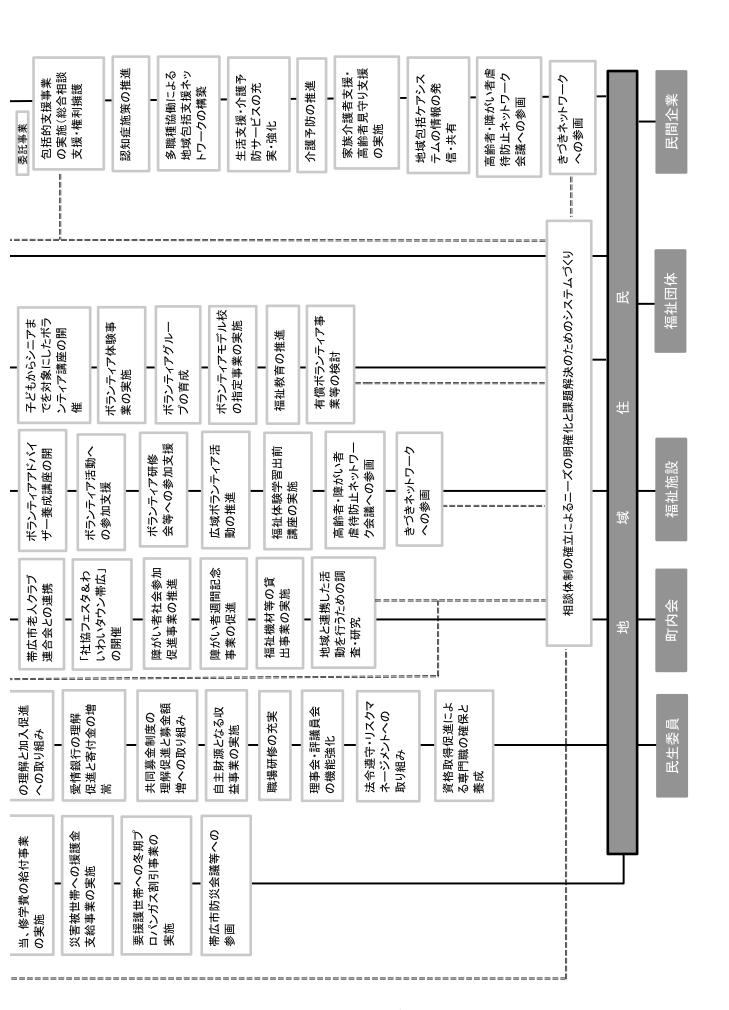
第2節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

- 第109条 市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
 - 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図る ために必要な事業

2項-以下略-





7 帯広市社会福祉協議会 組織図

◆任期:平成27年3月1日~平成29年2月28日

| 区 | 分 | 役職 | 団 体 名 | 人数 |
|-----|-----------|-----|-------------------|----|
| | | 会 長 | 帯広心身障害者(児)育成会 | 1名 |
| | | | 学識経験者(青少年育成関係) | 1名 |
| | | 副会長 | 学識経験者(福祉教育者) | 1名 |
| | | | 学識経験者(更生保護関係他) | 1名 |
| | | | 帯広市社会福祉協議会 | 1名 |
| 理事 | 事会 | | 带広市町内会連合会 | 1名 |
| | | | 帯広ボランティア連絡協議会 | 1名 |
| (18 | 名) | | 带広市共同募金委員会 | 1名 |
| | | 理 事 | 帯広市老人クラブ連合会 | 1名 |
| | | | 帯広市社会福祉施設連絡協議会 | 1名 |
| | | | 北海道民生委員児童委員連盟帯広支部 | 1名 |
| | | | 帯広市 | 1名 |
| _ | | | 学識経験者 | 6名 |
| | | - | | |

北海道税理士会帯広支部 監事 1名 (3名) 学識経験者 2名

| ◆任 | 期: | 平成27年4月1日~平成29年3 | 月31日 |
|-----|-------------|---------------------|------|
| 区 | 分 | 団 体 名 | 人数 |
| | | 北海道民生委員児童委員連盟帯広支部 | 3名 |
| | | 帯広心身障害者(児)育成会 | 2名 |
| | | 带広市町内会連合会 | 2名 |
| | | 帯広市老人クラブ連合会 | 2名 |
| | | 带広市社会福祉施設連絡協議会 | 2名 |
| | | 帯広更生保護女性会 | 1名 |
| | | 帯広市つくし会 | 1名 |
| | | 北海道社会福祉士会十勝地区支部 | 1名 |
| | | 帯広市女性保護の会 | 1名 |
| | | 带広市婦人団体連絡協議会 | 1名 |
| | | 带広地区保護司会 | 1名 |
| | | 日本赤十字社帯広市地区 | 1名 |
| 評議 | : 昌 | 带広市共同募金委員会 | 1名 |
| 会 | | 帯広ボランティア連絡協議会 | 1名 |
| (40 | ØΙ | 带広市PTA連合会 | 1名 |
| (40 | 1 0/ | 带広市戦没者遺族会 | 1名 |
| | | (財)北海道難病連十勝支部 | 1名 |
| | | 国際ソロプチミスト帯広 | 1名 |
| | | 国際ソロプチミスト帯広みどり | 1名 |
| | | NPO法人十勝障害者サポートネット | 1名 |
| | | (特非)帯広NPO28サポートセンター | 1名 |
| | | 帯広大正農業協同組合 | 1名 |
| | | 帯広市川西農業協同組合 | 1名 |
| | | ㈱十勝毎日新聞社 | 1名 |
| | | 帯広商工会議所 | 1名 |
| | | 帯広市 | 1名 |
| | | (社)帯広消費者協会 | 1名 |
| | | 学識経験者 | 7名 |
| | | | |

各種運営委員会

帯広市ボランティアセンター 貸付資金運営委員会 苦情解決要綱第三者委員会

関連団体 帯広市共同募金委員会 帯広市老人クラブ連合会

事務局 事務局長 事務局次長 事務局次長 総務課 地域福祉課 成年後見支援センター 在宅福祉課 幼児ことばの教室



発行/社会福祉法人 带広市社会福祉協議会

₹080-0847

帯広市公園東町 3 丁目 9 番地 1 帯広市グリーンプラザ内 TEL 0155 - 21 - 2414 FAX 0155 - 21 - 2415